

# 資料編

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
風水害対策編 本編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編



# 【震災対策編】

## 1. 地震に関する地域危険度

### (1) 根拠条例等

#### 東京都震災対策条例（平成12年12月東京都条例第202号）第12条

第1項 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

第3項 知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

#### 東京都震災対策条例施行規則（平成13年3月東京都規則第52号）第5条

知事は、条例第12条第1項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、おおむね1年ごとに実施しなければならない。

### (2) 公表の経緯

第1回調査結果	昭和50(1975)年に区部、昭和55年に多摩地域を公表
第2回調査結果	昭和59(1984)年に区部、昭和62年に多摩地域を公表
第3回調査結果	平成5(1993)年1月に公表
第4回調査結果	平成10(1998)年3月に公表
第5回調査結果	平成14(2002)年12月に公表
第6回調査結果	平成20(2008)年2月に公表
第7回調査結果	平成25(2013)年9月に公表
第8回調査結果	平成30(2018)年2月に公表
第9回調査結果	令和4(2022)年9月に公表

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

風水害対策編

震災対策編

風水害対策編

本編

資料編

## (3)町丁目危険度一覧表

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時 活動困 難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量	順位	ランク
赤羽1丁目	沖積低地2	4.91	593	3	0.15	2072	2	0.10	0.52	1435	2
赤羽2丁目	沖積低地3	5.26	525	3	0.18	1893	2	0.10	0.52	1406	2
赤羽3丁目	沖積低地2	4.60	668	3	0.81	678	3	0.17	0.92	699	3
赤羽北1丁目	沖積低地2	4.25	760	3	0.25	1574	2	0.17	0.76	896	3
赤羽北2丁目	沖積低地2	2.42	1485	2	0.10	2464	2	0.13	0.32	2288	2
赤羽北3丁目	台地1	1.04	3229	1	0.02	3778	1	0.11	0.11	3912	1
赤羽台1丁目	台地1	0.07	5001	1	0.00	4902	1	0.09	0.01	5066	1
赤羽台2丁目	台地1	0.08	4981	1	0.00	4649	1	0.11	0.01	5019	1
赤羽台3丁目	台地1	2.97	1182	3	0.57	935	3	0.19	0.67	1038	3
赤羽台4丁目	台地1	0.91	3489	1	0.04	3279	1	0.22	0.21	3029	1
赤羽西1丁目	沖積低地2	3.62	944	3	0.40	1192	3	0.20	0.80	841	3
赤羽西2丁目	台地1	2.69	1333	2	0.79	698	3	0.30	1.04	579	3
赤羽西3丁目	台地1	3.29	1066	3	0.79	694	3	0.32	1.30	394	3
赤羽西4丁目	谷底低地2	5.48	486	3	1.85	286	4	0.26	1.91	188	4
赤羽西5丁目	台地1	0.11	4932	1	0.00	4840	1	0.08	0.01	5037	1
赤羽西6丁目	台地1	1.92	1861	2	0.12	2266	2	0.13	0.26	2664	2
赤羽南1丁目	沖積低地3	3.96	850	3	0.51	1008	3	0.10	0.45	1676	2
赤羽南2丁目	沖積低地2	2.19	1635	2	0.04	3293	1	0.12	0.26	2718	2
岩淵町	沖積低地3	6.29	357	4	3.80	106	4	0.21	2.12	152	4
浮間1丁目	沖積低地3	1.96	1821	2	0.06	2962	1	0.20	0.41	1861	2
浮間2丁目	沖積低地4	3.29	1056	3	0.13	2181	2	0.17	0.57	1270	2
浮間3丁目	沖積低地3	2.39	1509	2	0.07	2785	2	0.13	0.33	2235	2
浮間4丁目	沖積低地3	1.50	2375	2	0.04	3294	1	0.17	0.27	2622	2
浮間5丁目	沖積低地3	1.03	3241	1	0.01	4177	1	0.09	0.10	4086	1
王子1丁目	沖積低地2	1.10	3098	1	0.01	4208	1	0.15	0.16	3469	1
王子2丁目	沖積低地2	4.10	799	3	0.49	1037	3	0.19	0.89	741	3
王子3丁目	沖積低地3	5.82	425	3	0.43	1127	3	0.13	0.82	823	3
王子4丁目	沖積低地3	7.35	231	4	0.58	917	3	0.09	0.74	919	3
王子5丁目	沖積低地3	2.23	1610	2	0.25	1586	2	0.16	0.40	1899	2
王子6丁目	沖積低地3	0.46	4332	1	0.01	4402	1	0.14	0.07	4359	1

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時 活動困 難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量	順位	ランク
王子本町1丁目	台地1	1.44	2473	2	0.05	3156	1	0.13	0.19	3192	1
王子本町2丁目	台地1	3.65	935	3	0.68	802	3	0.17	0.74	920	3
王子本町3丁目	台地1	0.78	3786	1	0.02	3993	1	0.18	0.14	3649	1
上十条1丁目	台地1	4.34	737	3	1.57	342	4	0.26	1.52	289	4
上十条2丁目	台地1	5.23	532	3	1.91	272	4	0.20	1.45	316	4
上十条3丁目	台地1	3.17	1115	3	0.45	1104	3	0.16	0.58	1250	2
上十条4丁目	台地1	4.01	832	3	1.40	398	3	0.14	0.73	938	3
上十条5丁目	台地1	4.85	611	3	4.88	79	5	0.36	3.47	68	5
上中里1丁目	台地1	3.59	952	3	2.02	256	4	0.30	1.67	239	4
上中里2丁目	沖積低地2	3.01	1165	3	0.95	600	3	0.27	1.07	560	3
上中里3丁目	沖積低地3	11.91	23	5	6.31	49	5	0.20	3.67	60	5
神谷1丁目	沖積低地3	6.38	338	4	1.90	275	4	0.14	1.12	513	3
神谷2丁目	沖積低地3	5.18	544	3	0.61	877	3	0.17	0.96	659	3
神谷3丁目	沖積低地3	4.36	729	3	1.78	296	4	0.19	1.16	484	3
岸町1丁目	沖積低地2	3.12	1131	3	0.17	1944	2	0.16	0.54	1339	2
岸町2丁目	沖積低地2	10.57	53	5	4.89	78	5	0.36	5.52	14	5
桐ヶ丘1丁目	台地1	0.09	4972	1	0.00	4754	1	0.10	0.01	5026	1
桐ヶ丘2丁目	台地1	0.14	4852	1	0.00	4772	1	0.09	0.01	4960	1
栄町	沖積低地2	6.05	399	3	1.76	306	4	0.38	2.96	90	4
志茂1丁目	沖積低地3	7.64	211	4	4.54	85	5	0.17	2.10	155	4
志茂2丁目	沖積低地3	8.73	133	4	4.97	77	5	0.18	2.42	124	4
志茂3丁目	沖積低地4	6.00	406	3	0.99	578	3	0.20	1.41	333	4
志茂4丁目	沖積低地5	8.88	119	4	10.25	19	5	0.30	5.78	13	5
志茂5丁目	沖積低地5	8.44	151	4	9.10	25	5	0.25	4.39	32	5
昭和町1丁目	沖積低地2	5.10	561	3	0.16	2015	2	0.11	0.58	1228	2
昭和町2丁目	沖積低地3	4.49	705	3	0.08	2680	2	0.10	0.46	1625	2
昭和町3丁目	沖積低地3	3.76	897	3	0.09	2533	2	0.07	0.28	2534	2
十条台1丁目	台地1	0.03	5086	1	0.00	5005	1	0.14	0.00	5084	1
十条台2丁目	台地1	0.15	4845	1	0.00	4926	1	0.10	0.01	4930	1
十条仲原1丁目	谷底低地1	4.98	584	3	1.68	319	4	0.21	1.43	328	4
十条仲原2丁目	台地1	3.78	890	3	1.11	509	3	0.18	0.89	740	3

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時 活動困 難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量	順位	ランク
十条仲原3丁目	台地1	5.64	451	3	2.10	244	4	0.20	1.51	293	4
十条仲原4丁目	台地1	3.21	1104	3	0.96	595	3	0.35	1.44	321	4
滝野川1丁目	台地1	3.33	1043	3	0.73	754	3	0.20	0.82	821	3
滝野川2丁目	台地1	3.00	1173	3	0.96	593	3	0.25	0.99	629	3
滝野川3丁目	台地1	2.43	1474	2	0.78	711	3	0.19	0.62	1160	3
滝野川4丁目	台地1	3.60	950	3	1.05	543	3	0.24	1.11	523	3
滝野川5丁目	台地1	3.17	1116	3	1.58	340	4	0.27	1.28	408	3
滝野川6丁目	台地1	4.41	718	3	2.34	211	4	0.20	1.34	370	4
滝野川7丁目	台地1	2.28	1570	2	0.06	2958	1	0.09	0.21	3056	1
田端1丁目	谷底低地2	3.32	1045	3	1.44	385	3	0.26	1.24	437	3
田端2丁目	谷底低地2	2.93	1199	2	0.37	1267	2	0.15	0.48	1555	2
田端3丁目	谷底低地2	3.52	976	3	0.26	1564	2	0.13	0.47	1586	2
田端4丁目	谷底低地2	3.34	1039	3	0.16	2000	2	0.10	0.36	2077	2
田端5丁目	台地1	2.40	1500	2	0.43	1128	3	0.17	0.48	1580	2
田端6丁目	台地1	2.12	1688	2	0.31	1403	2	0.16	0.39	1956	2
田端新町1丁目	沖積低地2	4.02	829	3	0.11	2415	2	0.09	0.39	1946	2
田端新町2丁目	沖積低地2	4.03	826	3	0.20	1783	2	0.12	0.50	1472	2
田端新町3丁目	沖積低地2	5.10	562	3	0.19	1816	2	0.11	0.59	1209	2
豊島1丁目	沖積低地3	5.29	518	3	0.29	1455	2	0.09	0.53	1381	2
豊島2丁目	沖積低地3	5.57	466	3	0.69	792	3	0.20	1.26	423	3
豊島3丁目	沖積低地3	8.85	122	4	2.96	147	4	0.34	4.05	43	5
豊島4丁目	沖積低地3	5.22	538	3	1.31	424	3	0.26	1.67	240	4
豊島5丁目	沖積低地4	0.14	4872	1	0.00	4447	1	0.22	0.03	4728	1
豊島6丁目	沖積低地4	9.56	89	4	1.59	339	4	0.14	1.58	270	4
豊島7丁目	沖積低地3	8.52	147	4	3.92	101	4	0.20	2.44	121	4
豊島8丁目	沖積低地3	6.28	358	4	0.99	577	3	0.17	1.25	427	3
中里1丁目	谷底低地2	3.18	1113	3	0.09	2582	2	0.10	0.31	2329	2
中里2丁目	谷底低地2	2.99	1176	3	0.13	2251	2	0.13	0.41	1829	2
中里3丁目	台地1	2.27	1581	2	0.53	978	3	0.24	0.66	1048	3
中十条1丁目	谷底低地1	2.79	1276	2	0.87	640	3	0.19	0.70	997	3
中十条2丁目	台地1	4.24	764	3	2.64	180	4	0.27	1.85	201	4

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時 活動困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量	順位	ランク
中十条3丁目	台地1	4.67	655	3	2.36	209	4	0.20	1.40	346	4
中十条4丁目	台地1	1.53	2327	2	0.19	1853	2	0.17	0.30	2419	2
西が丘1丁目	台地1	2.37	1515	2	0.17	1942	2	0.11	0.29	2478	2
西が丘2丁目	台地1	2.87	1232	2	0.44	1120	3	0.22	0.72	959	3
西が丘3丁目	台地1	0.11	4924	1	0.00	4697	1	0.09	0.01	4998	1
西ヶ原1丁目	台地1	2.40	1497	2	0.32	1382	2	0.19	0.52	1407	2
西ヶ原2丁目	台地1	1.37	2585	2	0.09	2562	2	0.28	0.41	1820	2
西ヶ原3丁目	台地1	3.79	887	3	0.91	617	3	0.22	1.05	576	3
西ヶ原4丁目	台地1	3.66	929	3	0.90	623	3	0.24	1.12	520	3
東十条1丁目	沖積低地2	4.60	671	3	0.29	1460	2	0.12	0.58	1227	2
東十条2丁目	沖積低地2	5.13	553	3	0.60	893	3	0.11	0.61	1183	3
東十条3丁目	沖積低地2	2.79	1275	2	0.07	2761	2	0.17	0.48	1577	2
東十条4丁目	沖積低地2	4.84	616	3	0.30	1426	2	0.16	0.81	827	3
東十条5丁目	沖積低地2	6.55	316	4	1.34	417	3	0.13	0.99	624	3
東十条6丁目	沖積低地2	3.50	983	3	0.15	2056	2	0.14	0.50	1494	2
東田端1丁目	沖積低地2	1.66	2134	2	0.03	3520	1	0.16	0.27	2604	2
東田端2丁目	沖積低地2	0.87	3586	1	0.01	4316	1	0.10	0.09	4149	1
堀船1丁目	沖積低地3	6.08	393	3	1.90	274	4	0.22	1.74	220	4
堀船2丁目	沖積低地3	2.70	1331	2	0.26	1551	2	0.19	0.55	1312	2
堀船3丁目	沖積低地3	6.99	265	4	2.48	201	4	0.22	2.10	157	4
堀船4丁目	沖積低地3	2.78	1281	2	0.09	2548	2	0.34	0.97	644	3

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

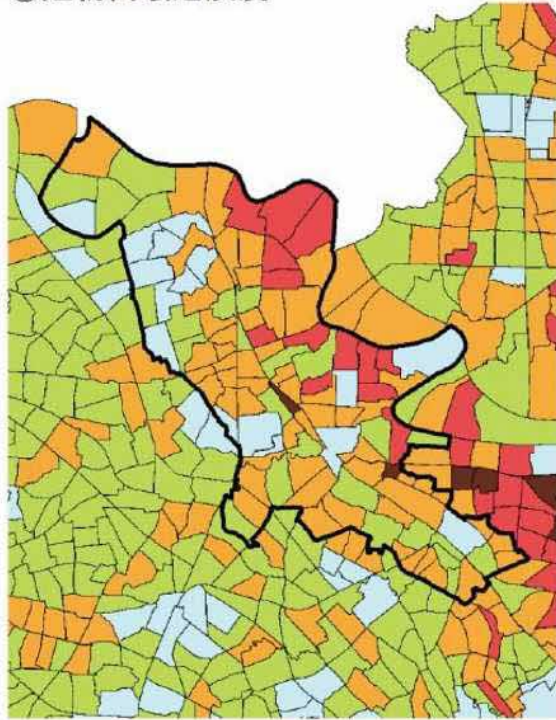
震災対策編

資料編

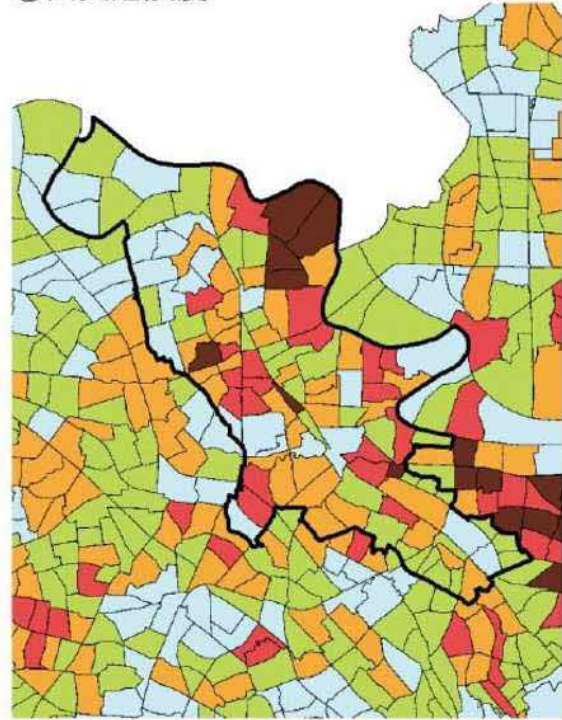
風水害対策編

## 2. 北区における地域危険度の分布

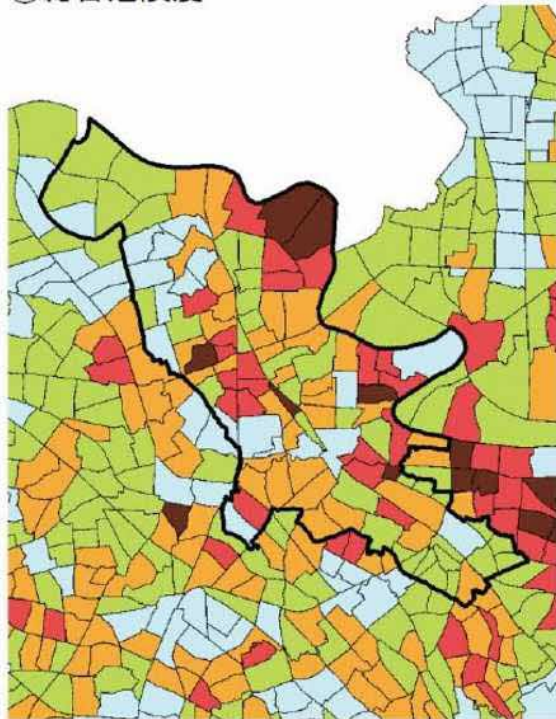
①建物倒壊危険度



②火災危険度



③総合危険度



凡例

市界

町丁目界

建物倒壊危険度

火災危険度

総合危険度

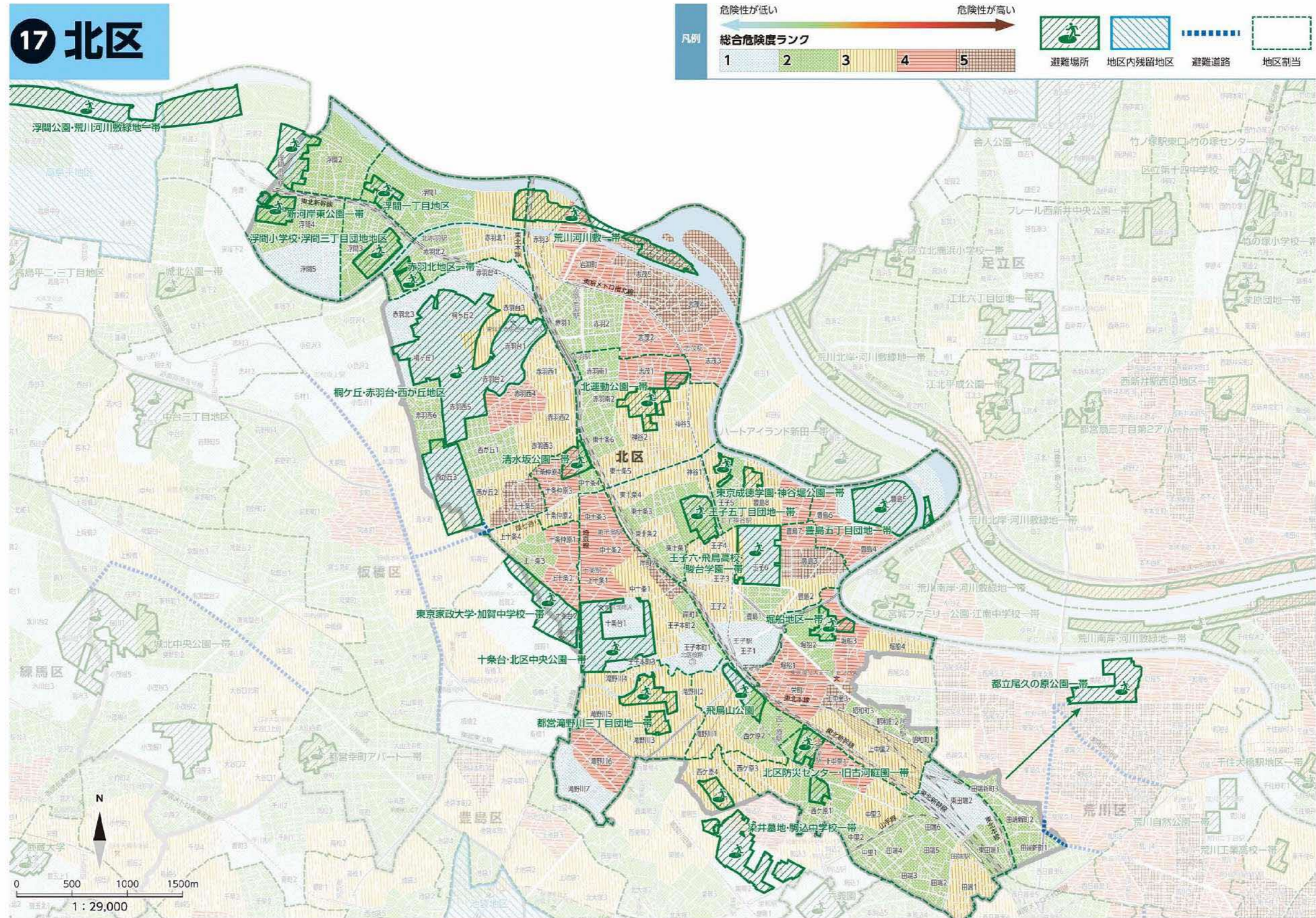
ランク	順位
5	(1-85位)
4	(86-373位)
3	(374-1195位)
2	(1196-2848位)
1	(2849-5192位)

出典：「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第9回)」(東京都都市整備局、令和4(2022)年9月より一部抜粋)



### 3. 東京危険度マップ(北区部分)

「あなたのまちの地域危険度～地震に関する地域危険度測定調査[第9回]～」及び「震災時火災における避難場所・地区内残留地区等の指定(区部)2022年度版」に基づき、東京23区等における震災時の総合的な危険度を5段階に分け、色・パターン別に地図上に示したものの。



震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
震災対策編 資料編	第3部
	担当表
	風水害対策編

#### 4. 軽可搬消防ポンプ配備状況

令和5(2023)年4月現在

	D1級	C級
王子地区	72	8
赤羽地区	80	11
滝野川地区	66	4
合計	218台	23台

#### 5. 消防団の現勢

令和5(2023)年4月現在

	定員	分団数	ポンプ台数
王子	200	8	16
赤羽	200	7	18
滝野川	210	8	17
合計	610	23	51

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

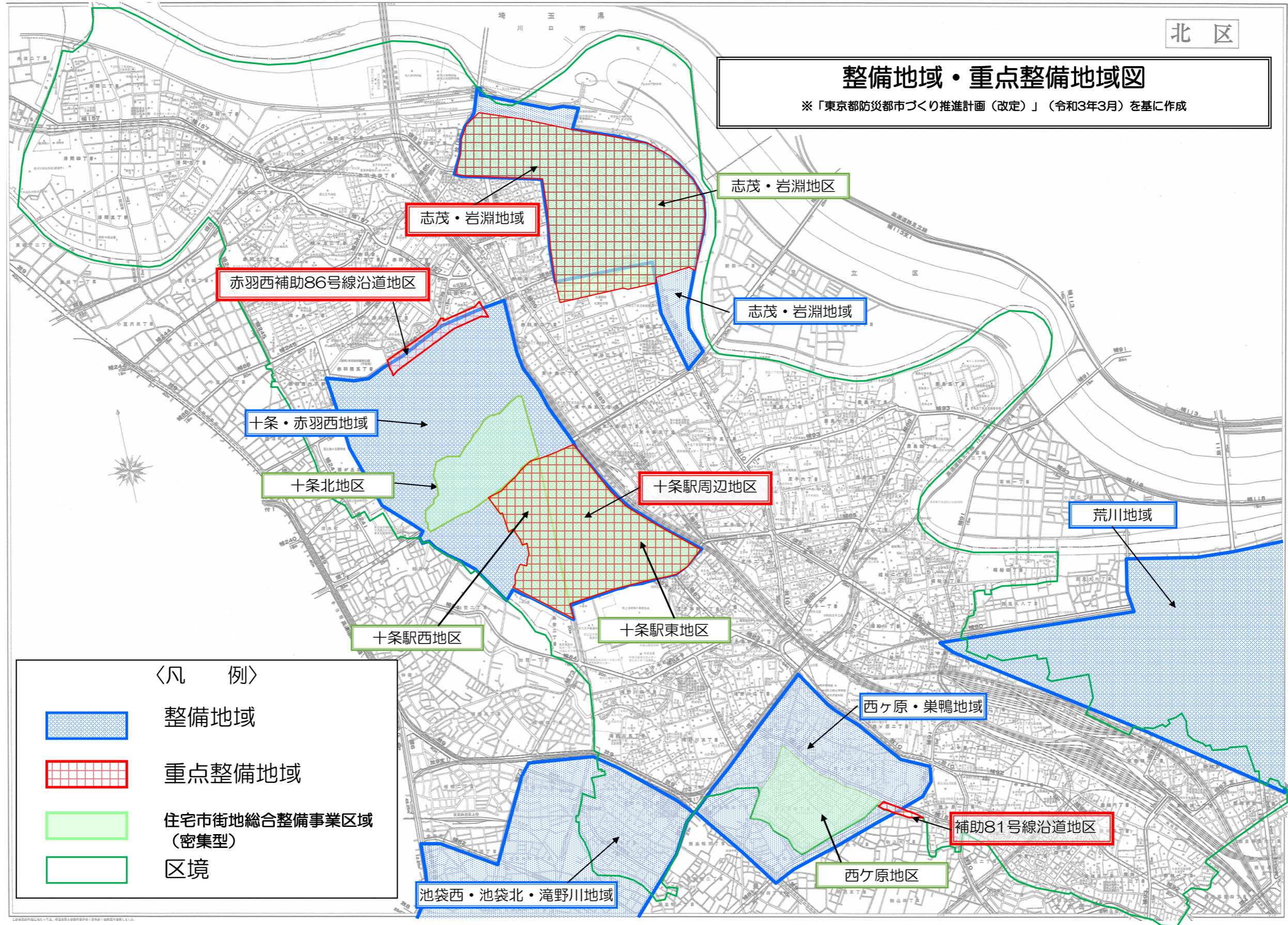
風水害対策編

## 6. 分団本部所在地及び受持区域

令和5(2023)年4月現在

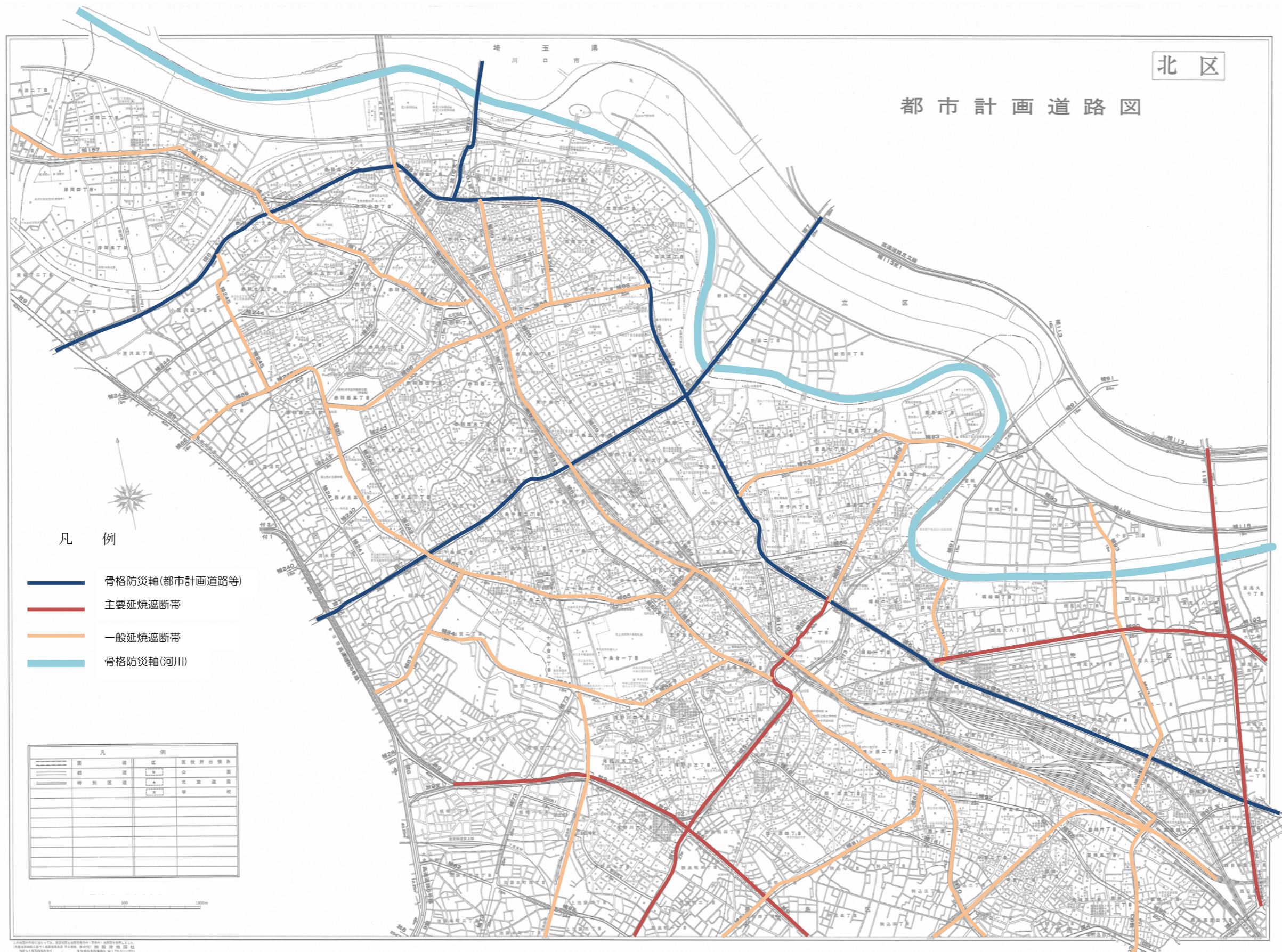
消防団	分団名	分団本部の所在地	分団受持区域
王 子	1	堀船3-15-1	堀船1～4丁目
	2	豊島7-8	豊島3～8丁目
	3	王子4-18-1	王子3～6丁目
	4	東十条5-1	東十条1～6丁目
	5	中十条2-13-20	中十条1～4丁目、上十条1丁目
	6	上十条5-2-19	十条仲原1～4丁目、十条台2丁目、上十条2～5丁目
	7	岸町2-1	王子本町1～3丁目、岸町1・2丁目、十条台1丁目、飛鳥山公園
	8	王子1-11	豊島1・2丁目、王子1・2丁目(飛鳥山公園除く)
赤 羽	1	西が丘1-5-2	赤羽西2・3・5・6丁目、赤羽西1・4丁目の一部、西が丘1～3丁目
	2	神谷2-14-13	神谷1～3丁目
	3	志茂5-18-17	志茂1～5丁目
	4	赤羽1-24-6	赤羽1丁目、赤羽3丁目の一部、赤羽南1丁目の一部、赤羽南2丁目、赤羽西1・4丁目の一部、赤羽台1・2丁目、赤羽台3丁目の一部
	5	赤羽1-54-3	岩淵町、赤羽2丁目、赤羽南1丁目の一部
	6	赤羽2-6	赤羽北1～3丁目、桐ヶ丘1・2丁目、赤羽台4丁目、赤羽台3丁目の一部、赤羽3丁目の一部
	7	浮間3-34-13	浮間1～5丁目
滝野川	1	滝野川6-19-6	滝野川4～7丁目
	2	滝野川1-23-14	滝野川1～3丁目
	3	西ヶ原1-18-1	西ヶ原1～4丁目
	4	中里1-12-2	中里1～3丁目
	5	田端5-4-1	田端1～6丁目
	6	田端新町2-27-19	東田端1・2丁目、田端新町1～3丁目
	7	昭和町3-3-12	昭和町1～3丁目、上中里2・3丁目、栄町
	8	上中里1-27-7	上中里1丁目

7. 整備地域・重点整備地域

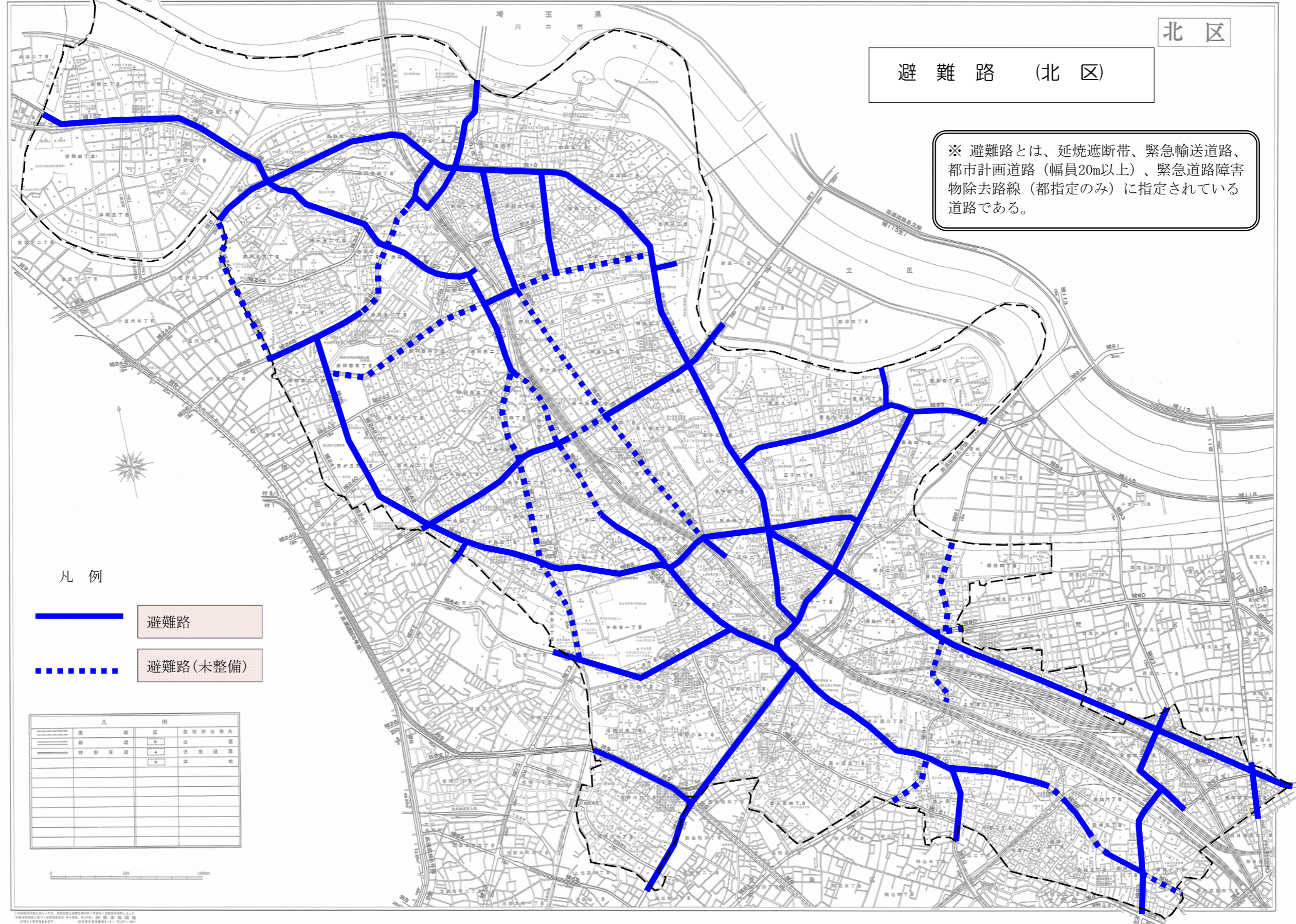


震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
資料編	第3部
	担当表
	風水害対策編

8. 延焼遮断帯の図



9. 避難路の図



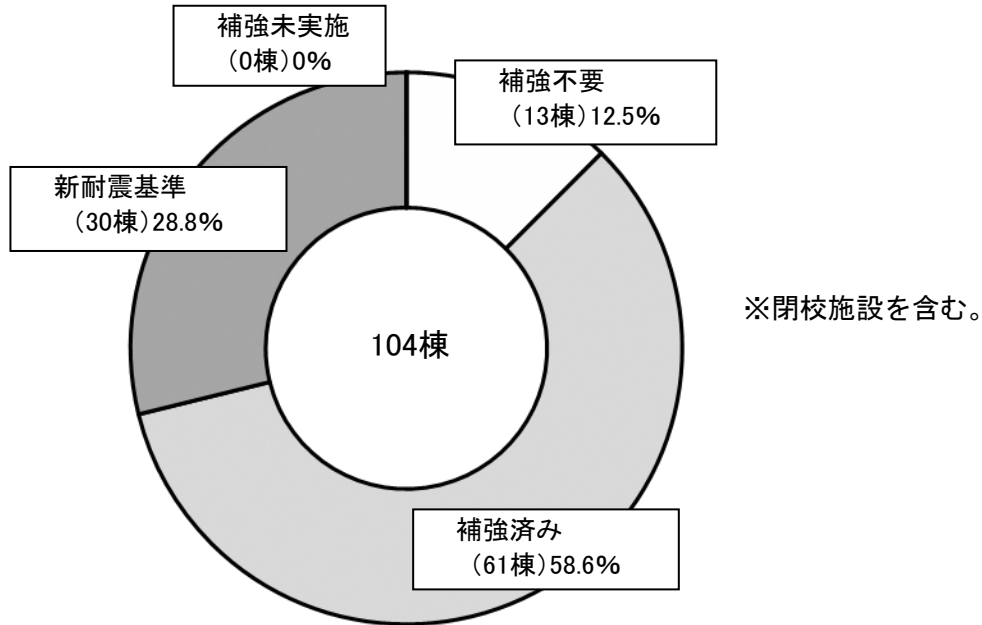
(1)

10. 急傾斜地崩壊危険区域



(東京都・土砂災害警戒区域等マップから引用)

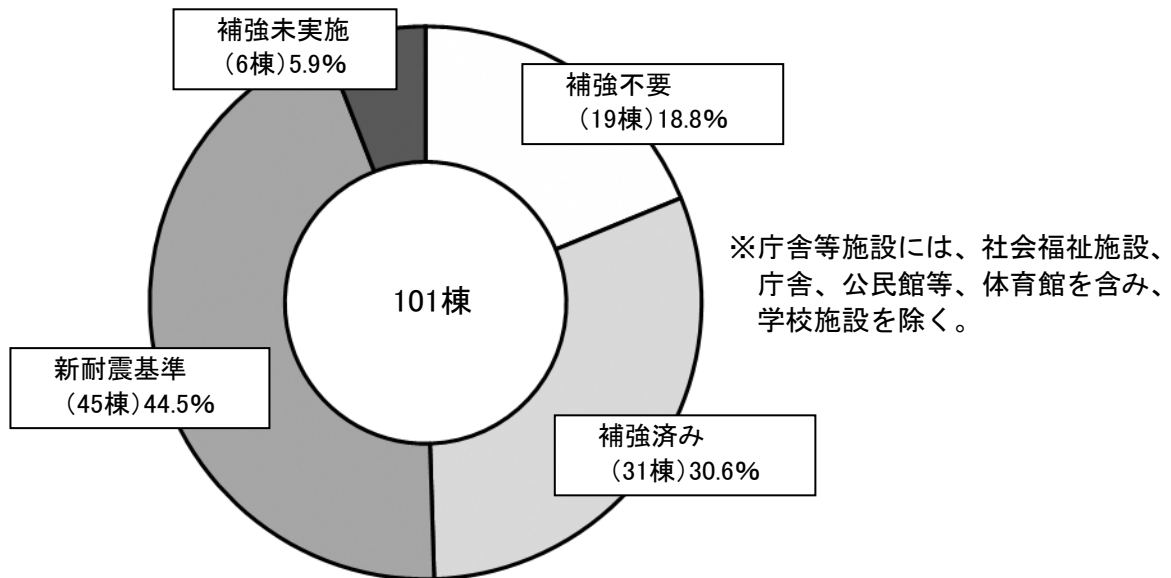
## 11. 学校施設の耐震化状況



令和4年10月1日現在  
(棟単位)[耐震化率100%]

(防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果より)

## 12. 庁舎等施設の耐震化状況



令和4年10月1日現在  
(棟単位)[耐震化率94.0%]

(防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果より)

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

第1部

第2部

第3部

担当表

風水害対策編

本編

震災対策編

資料編

風水害対策編



### 13. 住宅の耐震化の現状

令和2(2020)年度末の推計

単位：戸

	構造	昭和 56(1981)年 以前の住宅	昭和 57(1982)年 以降の住宅	住宅合計	耐震性を 満たす住宅	耐震性が不 十分な住宅	耐震化率 (令和2(2020)年 度末)
		A	B	A+B=C	D		D/C
住宅	木造	17,669	31,528	49,197	36,541	12,656	74.3%
	非木造	32,499	103,614	136,113	122,289	13,824	89.8%
	合計	50,168	135,142	185,310	163,689	21,621	88.3%

令和7(2025)年度末の推計

単位：戸

	住宅総数 A	耐震性を 満たす住宅 B	耐震性が 不十分な住宅	耐震化率 B/A
令和2(2020) 年度末	185,310	163,689	21,621	88.3%
令和7(2025) 年度末	194,010	181,649	12,361	93.6%

※平成30(2018)年度住宅・土地統計調査をもとに東京都の耐震化率の推計方法に準じて算定した推計値。

#### 14. 民間特定建築物の耐震化の現状

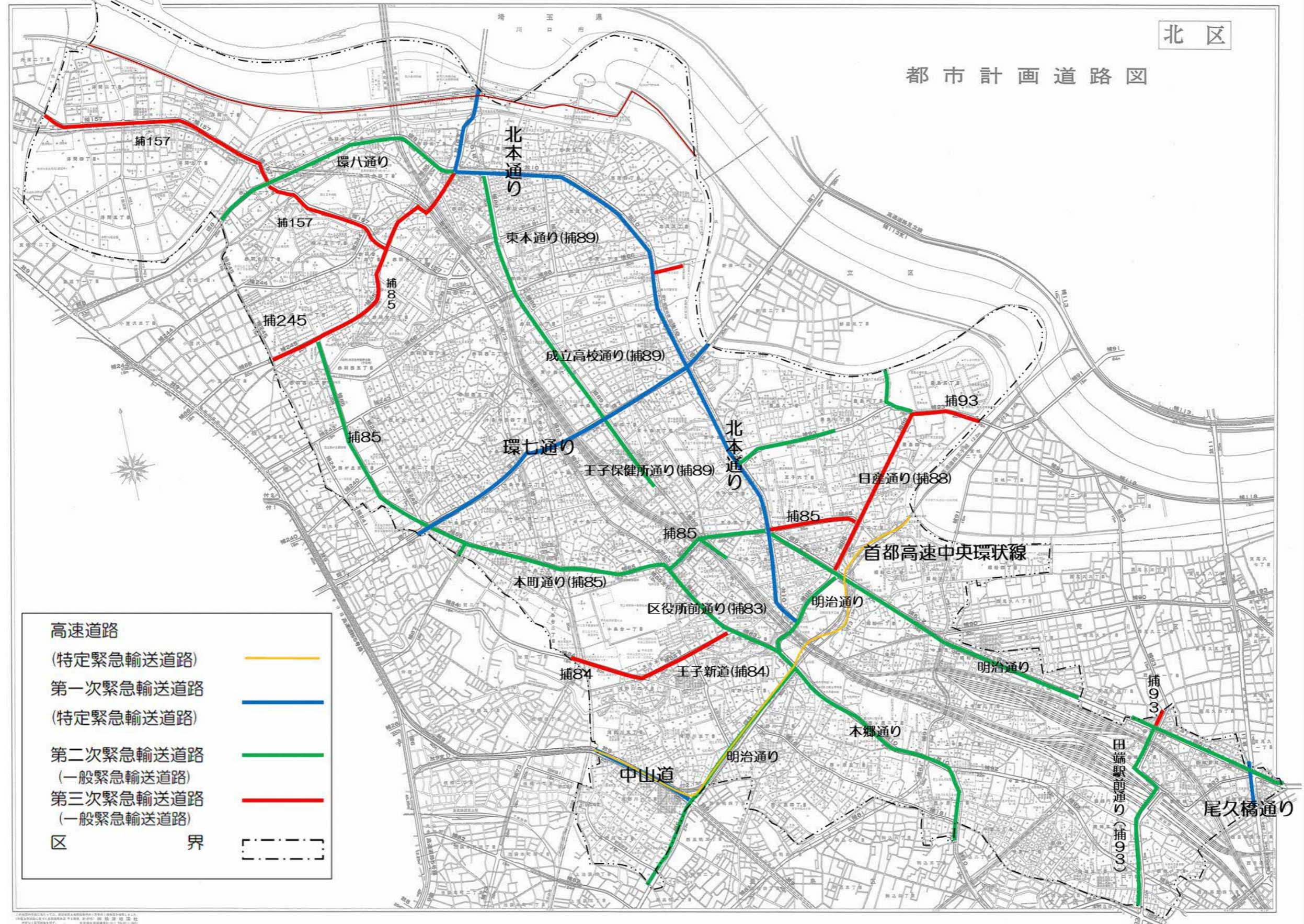
単位：棟

種別	昭和 56(1981) 年以前の 建築物	昭和 57(1982) 年以降の 建築物	民間特定 建築物 合計	耐震性を 満たす 建築物	耐震性が 不十分な 建築物	耐震化率 (令和2(2020)年 度末)
	A	B	A+B=C	D		D/C
地震時に防災活動 の拠点となる建築物 (学校、病院等)	26	47	73	61	12	83.6%
要配慮者 が利用する建築物 (社会福祉施設等)	23	60	83	70	13	84.3%
不特定多数の者 が利用する建築物 (百貨店、ホテル、 劇場等)	27	74	101	87	14	86.1%
その他の建築物 (事務所、工場等)	272	780	1,052	951	101	90.4%
合計	348	961	1,309	1,169	140	89.3%

※平成26(2014)年度の調査をもとに、国の耐震化率の推計方法に準じて算定した推計値。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
資料編	第3部
	担当表
	震災対策編
	風水害対策編

15. 緊急輸送道路沿道図



震災対策編	第1部	担当表	第1部
	第2部		第2部
	第3部		第3部
風水害対策編 本編	第1部	担当表	第1部
	第2部		第2部
	第3部		第3部
資料編	第1部	担当表	第1部
	第2部		第2部

## 16. 消防水利の現況(北区内)

令和5(2023)年4月現在

区分	個数	区分	個数
公設消火栓	3021	防火水槽 (100 t 以上)	104
工業用消火栓	29	受水槽	77
私設消火栓	26	貯水池・河川	53
防火水槽 (40 t 未満)	21	プール	70
防火水槽 (40 t 以上)	389		

※なお、下水処理水も消防水利として活用されている。

## 17. 毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧

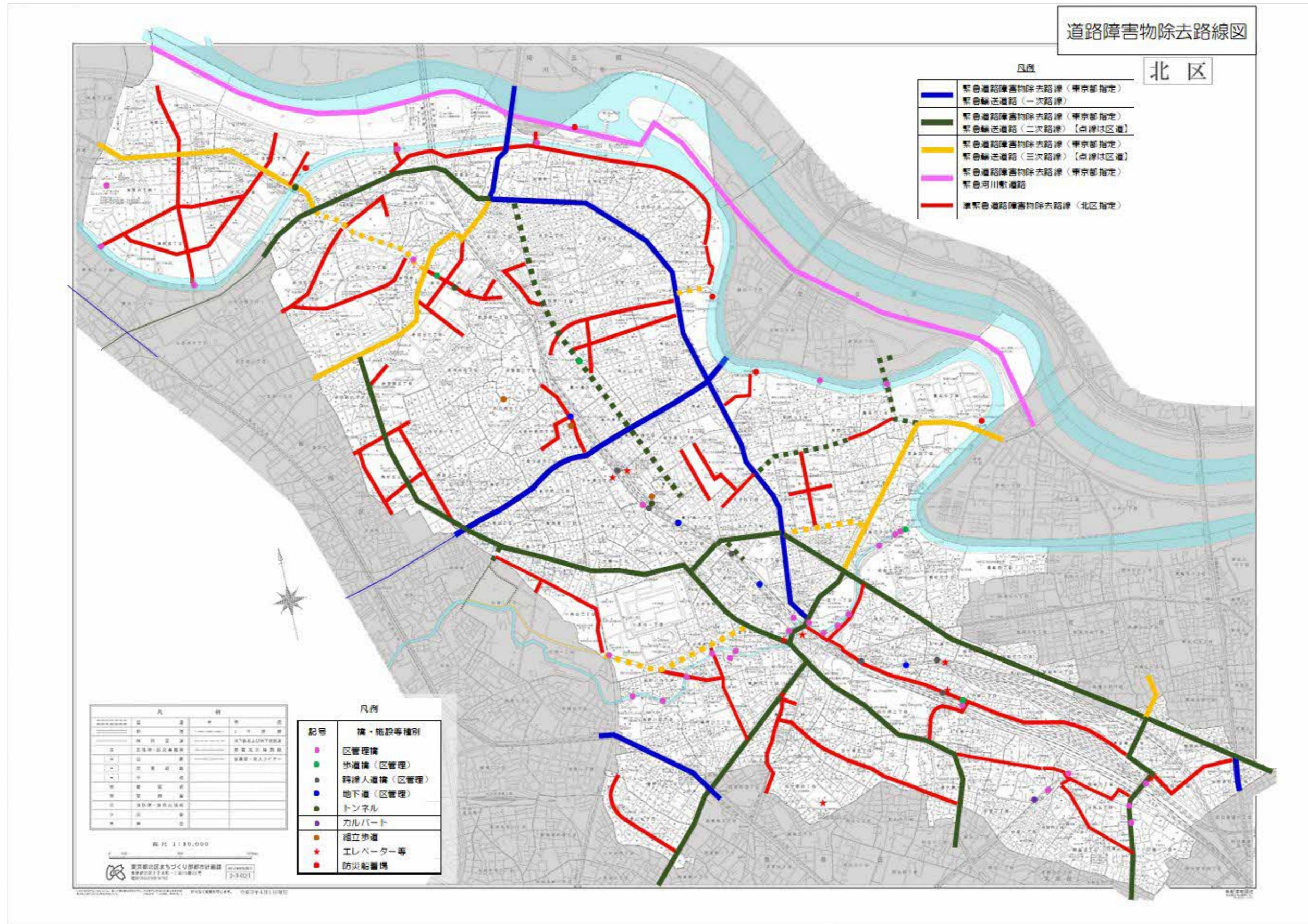
令和4(2022)年3月末現在

毒物劇物営業者			特定毒物		毒物劇物業務上取扱者 (要届出)		
製造業	輸入業	販売業	研究者	使用者	電気めつき業	金属熱処理業	運送業
6	9	128	2	1	6	1	2

第1部  
 第2部  
 第3部  
 担当表  
 第1部  
 第2部  
 第3部  
 担当表  
 震災対策編  
 風水害対策編  
 本編  
 資料編  
 風水害対策編

18. 緊急道路・準緊急道路障害物除去路線図

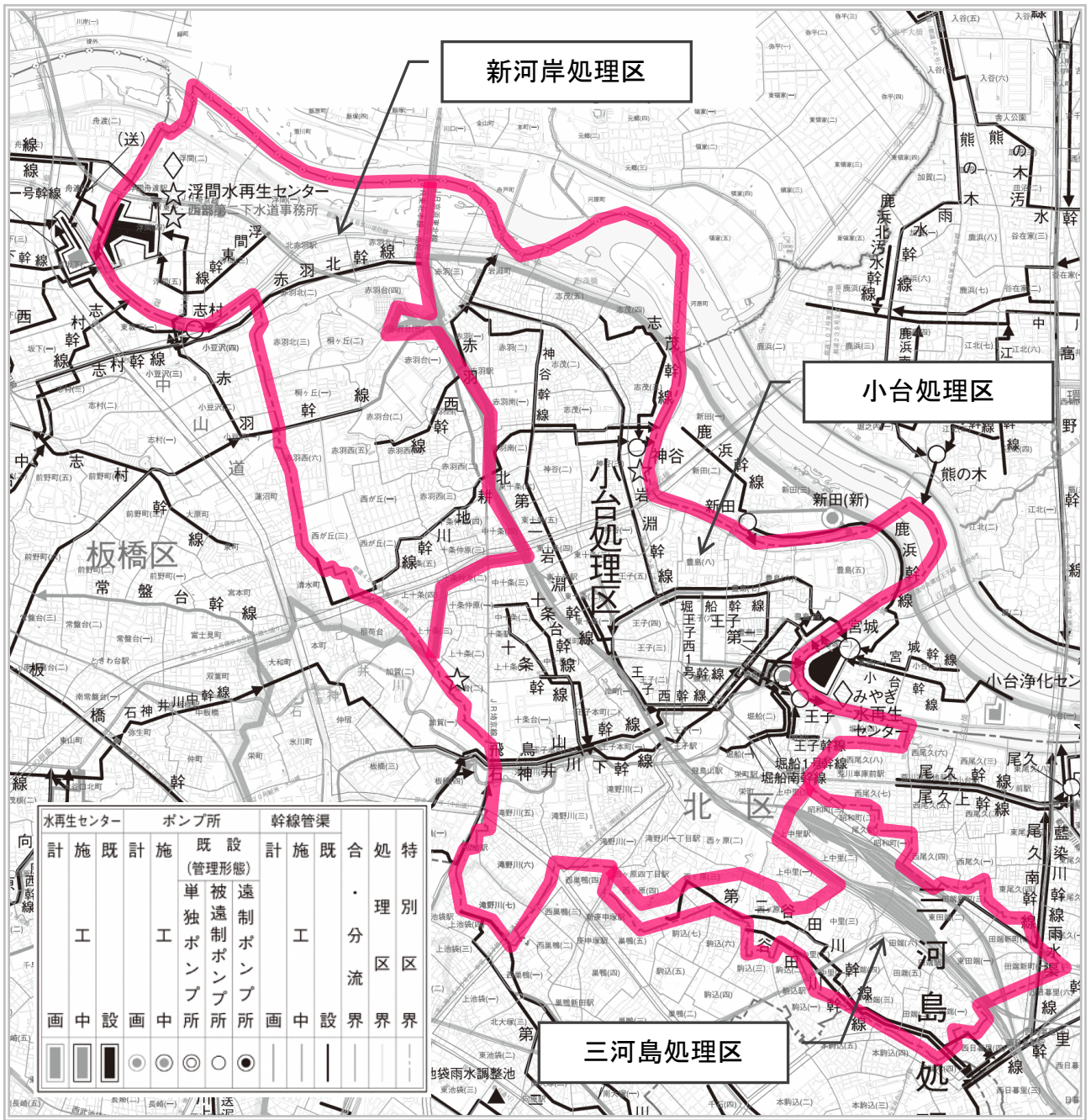
令和5(2023)年4月現在



震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
担当表	
風水害対策編 本編	第1部
	第2部
	第3部
担当表	
資料編	震災対策編
	風水害対策編

# 19. 対象処理施設配置図

令和5(2023)年4月現在



第1部	震災対策編	第1部	担当表
第2部	震災対策編	第2部	担当表
第3部	震災対策編	第3部	担当表
第1部	風水害対策編	第1部	担当表
第2部	風水害対策編	第2部	担当表
第3部	風水害対策編	第3部	担当表
資料編	資料編		

## 20. 72時間以上運転可能な非常用発電機を有する区有施設一覧

令和4(2023)年4月現在

No	建物名称	所在地	事業部	発電機容量(三相)	燃料タンク容量	発電機が供給する負荷設備	
						関連法令等で電源供給が定められた発電機負荷設備	その他の発電機負荷設備
1	区役所第一庁舎	王子本町1-15-22	総務部	200/100V 8kVA	軽油 198ℓ		一般照明・コンセントの一部(事務室)
				200/100V 8kVA	軽油 198ℓ		一般照明・コンセントの一部(事務室)
				200/100V 8kVA	軽油 198ℓ		一般照明・コンセントの一部(事務室) 防災無線(7階防災無線)
				200/100V 8kVA	軽油 198ℓ		一般照明・コンセントの一部(事務室) 防災無線(3階防災無線)
				200/100V 8kVA	軽油 198ℓ		防災無線(2階防災・危機管理課)
2	北区防災センター	西ヶ原2-1-6	危機管理室	200V 21KVA	軽油 1595ℓ		シャッター、排気ファン、防災無線、一般照明・コンセントの一部(事務室、大研修室、第二研修室等)、滝野川体育館発電機停止後に起動
3	滝野川体育館		教育振興部	200V 251KVA	A重油 9300ℓ	消火栓、スプリンクラー、排煙機	体育館、防災センター共用で、防災無線、一般照明・コンセントの一部(事務室、アリーナ、武道場等)、深井戸ポンプ、給排水ポンプ、防災センター事務室空調機、防災センターエレベーター他
4	北区保健所	東十条2-7-3	北区保健所	200/100V 35kVA	軽油 950ℓ		1階事務室、2階所長室・事務室・講堂の一般照明・コンセント、共用部分の一般照明及び3階一部一般照明、冷蔵庫・冷凍庫・ふ卵器等コンセント、3階会議室A及び薬品庫のルームエアコン
5	なでしこ小学校	志茂1-34-17	教育振興部	単相100/200V 10KVA	軽油 190ℓ	—	職員室、体育館、地域振興室、校庭の一部の照明器具とコンセント
6	稲付中学校	赤羽西6-1-4	教育振興部	単相100/200V 10KVA	軽油 190ℓ	—	職員室、体育館、校庭の一部の照明器具とコンセント
7	浮間中学校	浮間4-29-32	教育振興部	単相100/200V 10KVA	軽油 190ℓ	—	職員室、体育館、校庭の一部の照明器具とコンセント 子どもティーンズセンター事務室、図書館事務室、受信機、非常放送アンプ、機械警備装置
8	王子第一小学校	王子5-14-18	教育振興部	単相100/200V 8KVA	軽油 198ℓ	—	職員室、体育館、校庭の一部の照明器具とコンセント
9	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12	教育振興部	単相100/200V 8KVA	軽油 198ℓ	—	職員室、体育館、管理室の一部の照明器具とコンセント

## 21. 災害時臨時離着陸場候補地

令和5(2023)年5月現在

No	施設名	所在地	確保面積(m <sup>2</sup> )	備考
1	北区立中央公園野球場	北区十条台1-2-1	12,750	野球場
2	北区立十条富士見中学校校庭	北区十条台1-9-33	5,000	小中校庭
3	荒川下流岩淵場外	北区志茂4-19先 荒川河川敷	460	へりポート
4	北区立北運動公園	北区神谷2-47-6	7,140	公園
5	北区立赤羽スポーツの森公園	北区赤羽西5-2	7,140	公園
6	北区立赤羽自然観察公園	北区赤羽西5-2-34	6,175	公園
7	新河岸東公園・浮間子どもスポーツ広場	北区浮間4-27-1	6,175	公園
8	北区立豊島五丁目遊び場	北区豊島5-6-1	1,200	公園
9	国立西が丘サッカー場	北区西が丘3-15	7,140	サッカー場
10	浮間防災ステーション場外離着陸場	北区浮間1地先	460	河川敷
11	新荒川大橋野球場	北区赤羽3-29先	9,000	河川敷(野球場)

## 22. ヘリコプター発着場基準及び表示要領

区分	条件	標 準
発着基準	OH-1	
	UH-1H (J) UH-2 (中型機)	
	UH-60JA (中型機)	
	SH-60J (中型機)	
	CH-47J CH-47JA (大型機)	
	EC-225	
	表示要領	<p>1 着 陸 点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる                      (1) 布製                      (2) 風速25m/秒に耐えられる強度</p>

※令和5年度修正 東京都地域防災計画 震災編[別冊①資料] 資料第2-6-21 ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊）



## 23. ヘリサイン表示施設一覧

令和5(2023)年4月現在

No	施設名称	表示名称	所在地	所管	整備年度
1	田端中学校	田端中	田端4-17-1	区	H30
2	十条富士見中学校	十条富士見中	十条台1-9-33	区	H23
3	滝野川紅葉中学校	滝野川紅葉中	滝野川5-55-8	区	H25
4	赤羽岩淵中学校	赤羽岩淵中	赤羽2-6-18	区	H25
5	西ヶ原小学校	西ヶ原小	西ヶ原4-19-21	区	H27
6	田端小学校	田端小	田端5-4-1	区	H28
7	第四岩淵小学校	四岩小	赤羽3-24-23	区	H28
8	飛鳥高等学校	飛鳥高	王子6-8-8	東京都	H16
9	赤羽北桜高等学校	赤羽北桜高	西が丘3-14-20	東京都	R2
10	桐ヶ丘高等学校	桐ヶ丘高	赤羽北3-5-22	東京都	H25
11	王子総合高等学校	王子総合高	滝野川3-54-7	東京都	H26
12	北特別支援学校	北特別支援	十条台1-1-1	東京都	H25
13	王子特別支援学校	王子特支	十条台1-8-41	東京都	H26
14	都営赤羽西五丁目アパート	赤羽西五AP	赤羽西5-11	東京都	H25
15	西が丘三丁目アパート	西が丘三AP	西が丘3-8	東京都	H26
16	堀船三丁目アパート	堀船三AP	堀船3-7	東京都	H26
17	浮間一丁目第2アパート	浮間一第2AP	浮間1-5	東京都	H27
18	浮間二丁目アパート	浮間二AP	浮間2-26	東京都	H27
19	桐ヶ丘一丁目アパート	桐ヶ丘一AP	桐ヶ丘1-13	東京都	H27
20	王子本町三丁目アパート	王子本町三AP	王子本町3-3	東京都	H27
21	神谷二丁目アパート	神谷二AP	神谷2-43	東京都	H27
22	稲付第2アパート	稲付第2AP	西が丘3-1	東京都	H27
23	滝野川三丁目アパート	滝野川三AP	滝野川3-71	東京都	H27
24	王子六丁目アパート	王子六AP	王子6-2	東京都	H27
25	王子消防署	王子消防	王子4-28-1	東京都	H21
26	滝野川消防署	滝野川消防	西ヶ原2-1-1	東京都	H22
27	滝野川警察署	滝野川警察	西ヶ原2-4-1	東京都	H28

※今後、学校等の公共施設の改築改修にあわせ順次整備に取り組む。

## 24. 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項

九都県市は、構成する都県市が公共建築物の屋上等へ施設名の表示（以下「ヘリサイン」という。）に共同して取り組んでいくものとし、その利用上の利便性を高めるため、ヘリサインを表示する場合の表示方法等を以下のとおりとすることを申し合わせる。

### 1 目的

当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することにより、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的とする。

### 2 表示対象建築物

ヘリサイン表示の対象となる公共建築物は、当該都県市が所管する公立学校、災害時に医療活動の拠点となる公立病院等の公立施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性等を考慮して選定する。

### 3 表示方法

ヘリサインの表示方法は、原則として次のとおりとする。

なお、当該都県市の実情に応じて、仕様を付加することは防げない。

- (1) ヘリサインには、対象建築物の名称またはその略称を用いるものとする。
- (2) 表示場所は、対象建築物の屋上等とする。
- (3) 文字は、漢字、ひらがな、またはカタカナ等を使用し、横書きとする。
- (4) 一文字の大きさは、縦4メートル、横4メートル程度とし、文字の間隔は1メートル程度とする。
- (5) 文字の色は、白色、オレンジ色または黄色等の明るい色を用いるものとする。

平成14(2002)年4月25日

七都県市首脳会議防災対策委員会決定

追補

平成19(2007)年4月24日

八都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

平成22(2010)年4月1日

九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編	担当表
	第1部
	第2部
資料編	第3部
	担当表
	風水害対策編

## 25. 自衛隊 部隊名称・住所(駐屯地名等)

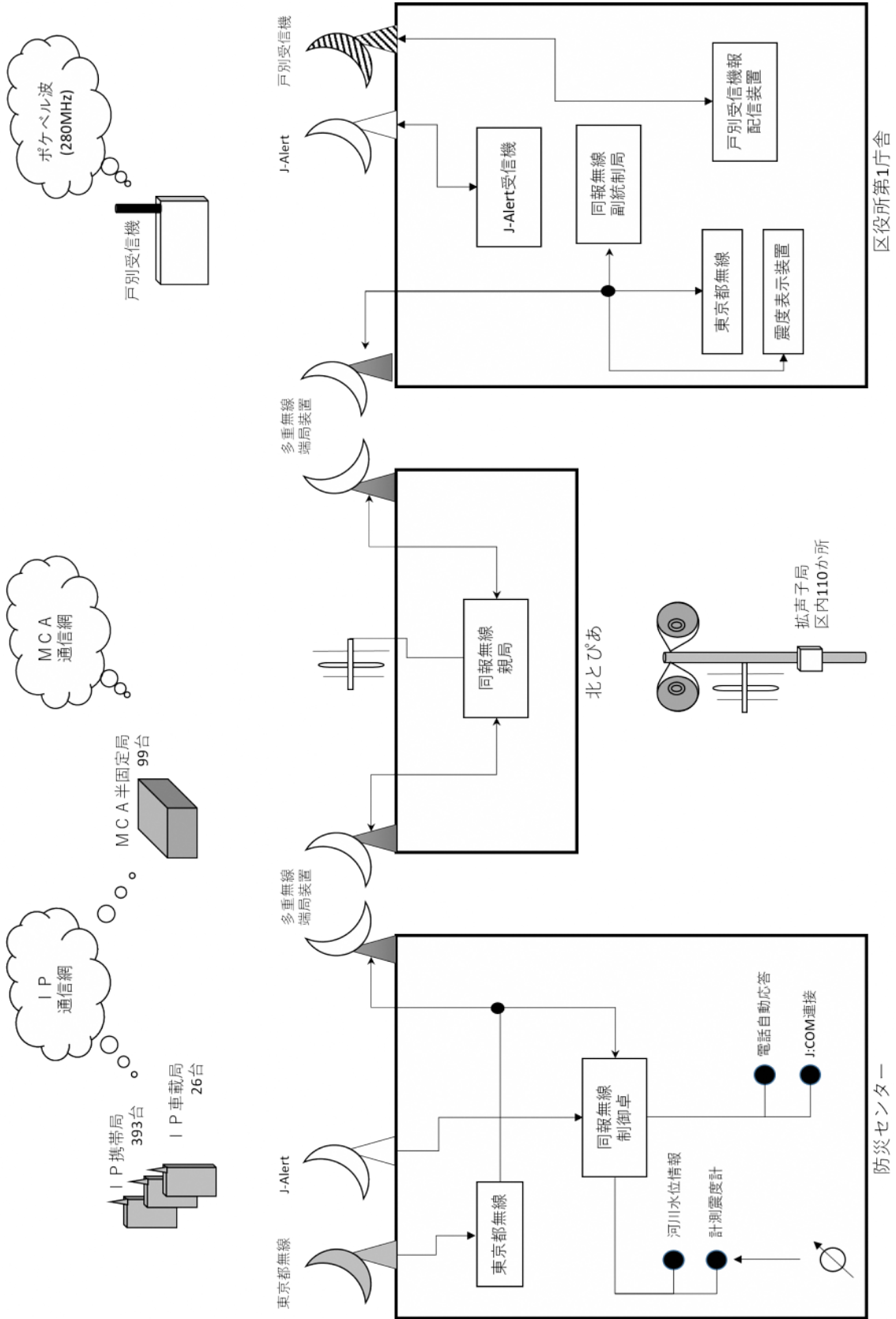
令和5(2023)年4月現在

	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 隊区担任部隊 第一普通科連隊 第二中隊 〒179-8523 練馬区北町4-1-1	第二中隊 (3933)1161 内線2572	部隊当直指令 (3933)1161 内線2505
陸上自衛隊 第一師団司令部 〒179-8523 練馬区北町4-1-1	第三部防衛班(災害) (3933)1161 内線2753	司令部当直長 (3933)1161 内線2708
陸上自衛隊 補給統制本部 〒114-8564 北区十条台1-5-70	総務班長 (3908)5121 内線2021	駐屯地当直司令 (3908)5121 内線3301

(災害状況の通知は、原則として第一普通科連隊に対して行うが、通信途絶等の状況によっては、補給統制本部に通報し、第一師団司令部への連絡を要請する。)

## 26. 北区防災無線システムの全体像

北区防災行政無線構成図



## 27. 被害の認定基準

令和5(2023)年4月現在

被害の種類		内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

被害の種類		内容
その他	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
火災発生件数		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。		

第 1 部

第 2 部

第 3 部

担当表

第 1 部

第 2 部

第 3 部

担当表

震災対策編

風水害対策編

震災対策編

風水害対策編

本編

資料編

## 28. 東京都、北区の防災行政無線の詳細情報

令和5(2023)年8月現在

(北区防災行政無線(同報系・多重))

①区役所・②防災センター・③北とぴあの同報系無線システムを繋げているシステム

所属	識別信号	出力	周波数	設置先	通信接続
北区	ぼうさいきただい2	470 $\mu$ W	12 GHz帯	区役所	①-③
北区	ぼうさいきたく	3.8mW	12 GHz帯	防災センター	②-③
北区	ぼうさいほくとぴあ	470 $\mu$ W 3.8mW	12 GHz帯 12 GHz帯	北とぴあ	①-③-②

(北区防災行政無線(移動系・多重))

区役所・防災センター・北とぴあの移動系無線システム(260MHz)を繋げているシステム

所属	識別信号	出力	周波数	設置先	通信接続
北区	ぼうさいきたくやくしよ	0.005w	18 GHz帯	区役所	①-③
北区	ぼうさいきたく ぼうさいせんたー	0.005w	18 GHz帯	防災センター	②-③
北区	ぼうさいきたくほくとぴあ	0.005w	18 GHz帯	北とぴあ	①-③-②

(北区防災行政無線(同報系))

区内110ヶ所の拡声子局(屋外スピーカー)による、同報系デジタルシステム

所属	識別信号	種別	周波数	設置先	通信範囲
北区	ぼうさいきたく	固定局	60MHz帯	北とぴあ	区内拡声子局(屋外スピーカー)
北区		拡声子局(109局)	60MHz帯	一覧表参照	北とぴあ

(北区防災行政無線(移動系IP型))

北区災害対策本部の各部署間の指揮や情報伝達等を行うための無線システムであり、IP無線網を利用した携帯型無線機で構成され、区役所の各部署のほか警察、消防、社会インフラ事業者などに配備している。音声のほか、文字情報、画像、位置情報などを共有可能である。(IP:Internet Protocol)

(北区防災行政無線(移動系MCA型))

北区災害対策本部の各部署間の指揮や情報伝達等を行うためのMCA通信方式を利用した無線システムであり、IP型無線システムのバックアップとして避難所や地区本部など主要拠点に半固定型無線機を設置しているもの。(MCA:Multi-Channel Access)

(ポケベル波式戸別受信機配備先)

屋内でも受信感度の良いポケベル波(280MHz)式戸別受信機の配備状況

配備先	
避難所(小・中学校等)	地区本部(地域振興室)
予備避難所(都立高校等)	福祉避難所(福祉施設・ふれあい館等)
区立幼稚園・保育園・認定こども園・児童館	区民施設(会館・体育館・文化センター等)
町会・自治会	区議会議員
民生委員・児童委員	聴覚障害のある手帳所持者(1、2級)

(拡声子局 (屋外スピーカー) 設置場所 一覧表)

No	局名	住所	No	局名	住所
1	都立浮間公園	浮間 2-30	31	岩淵小学校	岩淵町 6-6
2	浮間中学校	浮間 4-29-32	32	志茂子ども交流館	志茂 5-18-3
3	浮間区民センター	浮間 2-10-2	33	志茂 3 丁目小柳川公園	志茂 3-26
4	浮間北公園	浮間 1-11-11	34	赤羽小学校	赤羽 1-24-6
5	都営浮間一丁目団地	浮間 1-1-3	35	赤羽消防署志茂出張所 (保管中)	西ヶ原 2-1-6
6	浮間小学校	浮間 3-4-27	36	赤羽岩淵中学校	赤羽 2-6-18
7	浮間つり堀公園	浮間 5-4-19	37	なでしこ小学校	志茂 1-34-17
8	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北 2-34-6	38	志茂東公園	志茂 3-46-8
9	第 2 ワークハウスペガサス	赤羽北 1-20-2	39	神谷三丁目児童遊園	神谷 3-16-18
10	区営シルバーピア	赤羽北 3-6-1	40	神谷中学校	神谷 2-46-13
11	都営赤羽台四丁目団地	赤羽台 4-16	41	稲田小学校	赤羽南 2-23-24
12	八幡小学校	赤羽台 3-18-5	42	東十条五丁目児童遊園	東十条 5-13-2
13	東京都水道局北営業所	赤羽台 3-3-21	43	神谷ホーム	神谷 2-3-8
14	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘 2-6-11	44	十条仲原一丁目児童遊園	十条仲原 1-21-10
15	袋町公園	赤羽北 3-11-10	45	上十条保育園	上十条 3-24-8
16	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘 1-10-23	46	王子第五小学校	上十条 2-18-17
17	稲付遊び場	赤羽西 1-24-24	47	十条小学校	中十条 3-1-6
18	赤羽台西小学校	赤羽台 2-1-34	48	十条富士見中学校	十条台 1-9-33
19	鶴ヶ丘児童遊園	赤羽西 4-6-5	49	旧十条台小学校	中十条 1-5-6
20	赤羽西六丁目第三児童遊園	赤羽西 6-8-1	50	王子第二小学校	王子本町 2-2-5
21	稲付中学校	赤羽西 6-1-4	51	北区役所	王子本町 1-15-22
22	赤羽西地域振興室	西が丘 3-3-21	52	中央公園文化センター	十条台 1-2-1
23	稲付公園	赤羽西 3-19-5	53	宮堀児童遊園	神谷 1-6-21 先
24	旧清水小学校	十条仲原 4-5-17	54	豊島八丁目児童遊園	豊島 8-33-11
25	梅木小学校	西が丘 2-21-15	55	UR 豊島五丁目団地 (6号棟)	豊島 5-5-6
26	稲付西山公園	西が丘 3-10-3	56	東十条小学校	東十条 3-14-23
27	北ノ台スポーツ多目的広場	上十条 5-14-4	57	UR 王子五丁目団地	王子 5-2-6
28	王子第三小学校	上十条 5-2-3	58	王子第一小学校	王子 5-14-18
29	新荒川大橋交差点	岩淵町 41-2	59	豊島保育園	豊島 7-17-8
30	第四岩淵小学校	赤羽 3-24-23	60	北区保健所	東十条 2-7-3

震災対策編	第1部	担当表	
	第2部		
	第3部		
風水害対策編 本編	第1部	担当表	
	第2部		
	第3部		
	資料編	震災対策編	風水害対策編
		風水害対策編	



(拡声子局 (屋外スピーカー) 設置場所 一覧表)

No	局名	住所	No	局名	住所
61	旧清至中学校	王子 6-7-3	91	堀船小学校	堀船 2-11-9
62	豊島四丁目児童遊園	豊島 4-17-9	92	栄町子どもセンター	栄町 33-3
63	豊島区民センター	豊島 3-27-22	93	栄町南児童公園	栄町 7-12
64	王子東児童館	王子 6-2-60	94	滝野川第五小学校	昭和町 3-3-12
65	王子桜中学校	王子 2-7-1	95	尾久駅前自転車駐輪場	昭和町 2-1-31
66	柳田小学校	豊島 2-11-20	96	上中里二丁目児童遊園	上中里 2-13-15
67	柳田公園	王子 1-20-1	97	滝野川第四小学校	東田端 2-5-23
68	飛鳥山展望台	王子 1-1-3	98	新町光陽苑	田端新町 2-27-5
69	飛鳥山公園	王子 1-1-3	99	田端新町南むつみ公園	田端新町 1-5-13
70	滝野川第三小学校	滝野川 1-12-27	100	赤羽会館管理事務所	赤羽南 1-13-1
71	滝野川もみじ小学校	滝野川 3-72-1	101	滝野川信用金庫本店	田端新町 3-25-2
72	東京国際フランス学園別館	滝野川 5-44-15	102	浮間五丁目	浮間 5-6
73	滝野川馬場児童遊園	滝野川 2-30-29	103	星美学園	赤羽台 4-2-14
74	滝野川東区民センター	滝野川 1-46-7	104	田端区民センター	田端 3-16-2
75	滝野川第二小学校	滝野川 6-19-4	105	中里保育園	中里 3-11-18
76	谷端小学校	滝野川 7-12-17	106	堀船一丁目 (路上)	堀船 1-5
77	南谷端公園	滝野川 7-42-1	107	豊川小学校	豊島 3-10-23
78	西ヶ原小学校	西ヶ原 4-19-21	108	袋小学校	赤羽北 2-15-3
79	飛鳥中学校	西ヶ原 3-5-12	109	UR豊島五丁目団地 (12号棟)	豊島 5-6-12
80	滝野川会館管理事務所	西ヶ原 1-23-3	110	北区立元気ふらぎ	志茂 1-2-22
81	旧古河庭園児童遊園	西ヶ原 1-27-3	※桐ヶ丘中学校局及び国際東京フランス学園別館局は、中継再送信局を兼ねる。		
82	西中里公園	中里 2-15-1			
83	旧田端中学校	田端 6-9-1			
84	東中里公園	中里 1-12-2			
85	田端小学校	田端 5-4-1			
86	童橋公園	田端 5-1-5			
87	堀船中学校	堀船 2-23-20			
88	白山堀公園	堀船 3-11-17			
89	堀船四丁目児童遊園	堀船 4-4-21			
90	堀船二丁目 (路上)	堀船 2-18			

## 29. 北区内の救急病院

令和5(2023)年4月現在

(王子消防署管内)

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
白報会王子病院	王子2-14-13	内・呼内・循内・放・外・整・脳・消内・眼・婦・麻・リハ・耳・皮・泌・乳外・精・腎内	一112床	3912-6611
王子生協病院	豊島3-4-15	内・神内・呼内・循内・消内・小・外・整・泌・皮・リハ・老年内・緩内・心療・腎内	一159床	3912-2201
明理会中央総合病院	東十条3-2-11	内・呼内・循内・消内・腎内・神内・消外・肛外・外・脳・形・皮・泌・眼・心外・整・乳外・小・麻・糖内・リウ・血液内・放・血管外・婦	一311床	5902-1199

(赤羽消防署管内)

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
赤羽中央総合病院	赤羽南2-5-12	内・循内・小・外・整・脳・泌・リハ・放・麻・人透内・腎内・救急・呼内・内視外・消内・消外	一150床	3902-0348
神谷病院	神谷1-27-14	内・外・整・泌・リハ・循内・糖内・脳	一 90床 療 50床	3914-5535
浮間中央病院	赤羽北2-21-19	内・循内・整・リハ・放・糖内・内分泌内・呼内・外	一 95床	3907-8711
赤羽東口病院	赤羽1-38-5	内・循内・糖内・神内・心療・外・胃外・大腸外・肛外・内視外・乳外・整・リハ・救急・脳・アレ	一 28床 療 45床	3902-2131
赤羽岩瀬病院	赤羽2-64-13	内・循内・呼内・整・皮・漢内・リウ・脳・消内	一 50床	3901-2221

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
東京北医療センター	赤羽台4-17-56	内・呼内・消内・循内・腎内・ 神内・小・外・内視外・食外・ 胃外・大腸外・肛外・肝外・ 胆外・膵外・乳外・内分泌外・ 整・脳・皮・泌・眼・耳・リ ハ・放・麻・病診・救急・血 液内・小外・産婦・精・形	一343床	5963-3311

(滝野川消防署管内)

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
花と森の東京病院	西ヶ原2-3-6	内・外・整・婦・眼・麻・リ ハ・耳・脳・救急・泌・皮・ 形	一199床	3910-1151

※ 一；一般病床 療；療養病床

※ 二次救急医療機関 王子生協病院（内）、明理会中央総合病院（内・外）  
赤羽中央病院（内・外）、東京北医療センター（内・外・小）  
赤羽東口病院（内・外）、花と森の東京病院（内・外）

### 30. 「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」より 一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について

- 1 対象となる企業等  
国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者
- 2 対象となる従業員等  
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
- 3 3日分の備蓄量の目安  
水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。  
主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。  
毛布については、1人当たり1枚とする。  
その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。

- 4 備蓄品目の例示
  - (1) 水：ペットボトル入り飲料水
  - (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺  
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
  - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
    - ・毛布やそれに類する保温シート
    - ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
    - ・敷物（ビニールシート等）
    - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
    - ・救急医療薬品類

(備考)

- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。  
(例) 非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。  
(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編	担当表
	第1部
	第2部
本編	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編

### 31. 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より一時滞在施設の考え方

#### (1) 背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。

#### (2) 用語の定義

##### ア 帰宅困難者

地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

##### イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

##### ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設

##### エ 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため区市町村が開設する施設

##### オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等

##### カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等

#### (3) 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、帰宅困難者等を一時的に受け入れることについて、都県や市区町村の指定を受けるか、協定を締結した施設とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等が想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、昭和56年の新耐震基準を満たした建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）であることが必要である。

#### (4) 開設基準

ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後3日間の運営を標準とする。

イ 帰宅困難者の受入は、床面積当たり3.3 m<sup>2</sup>につき2人の収容を目安とする。

(5) 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。  
また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ 水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布する。

ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

(6) 要配慮者への対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者に特に配慮する。

ア 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応なども実施する。

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

風水害対策編

震災対策編

風水害対策編

本編

資料編

## 32. 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より一時滞在施設の運営

平常時

### (1) 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成しておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

### (2) 運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入場所

イ 受入定員

約3.3㎡当たり2人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の様態や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても考慮する。

ウ 運営要員の確保

- ・施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。
- ・施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順

カ 備蓄品の配布手順

キ 要配慮者への対応

ク セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報を適切に管理する体制の整備を行う。

また、帰宅困難者を受け入れた際のトラブル防止（盗難等）の体制の整備もあわせて行う。

### (3) 受入れのための環境整備

ア 平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等の対応も含め、建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

イ 記録・帳票の整備

施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、地元自治体や事業者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

- ・受入者名簿
- ・受入記録日計表
- ・物品受払簿
- ・一時滞在施設運営及び収容状況記録票
- ・一時滞在施設設置に要した物品受払証拠書類

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

- ・施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。
- ・入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボードなどの掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

- ・帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話やWi-Fi等の通信手段を整備しておく。
- ・災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

- ・施設管理者は、受け入れた帰宅困難者等が発災後留まれるよう、必要な水、食料、ブランケットなどの物資の備蓄に努める。
- ・施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。
- ・非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時等に備えておくことが望ましい。

カ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び区市町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

(4) 訓練等における定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。

また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編	担当表
	第1部
	第2部
本編	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編

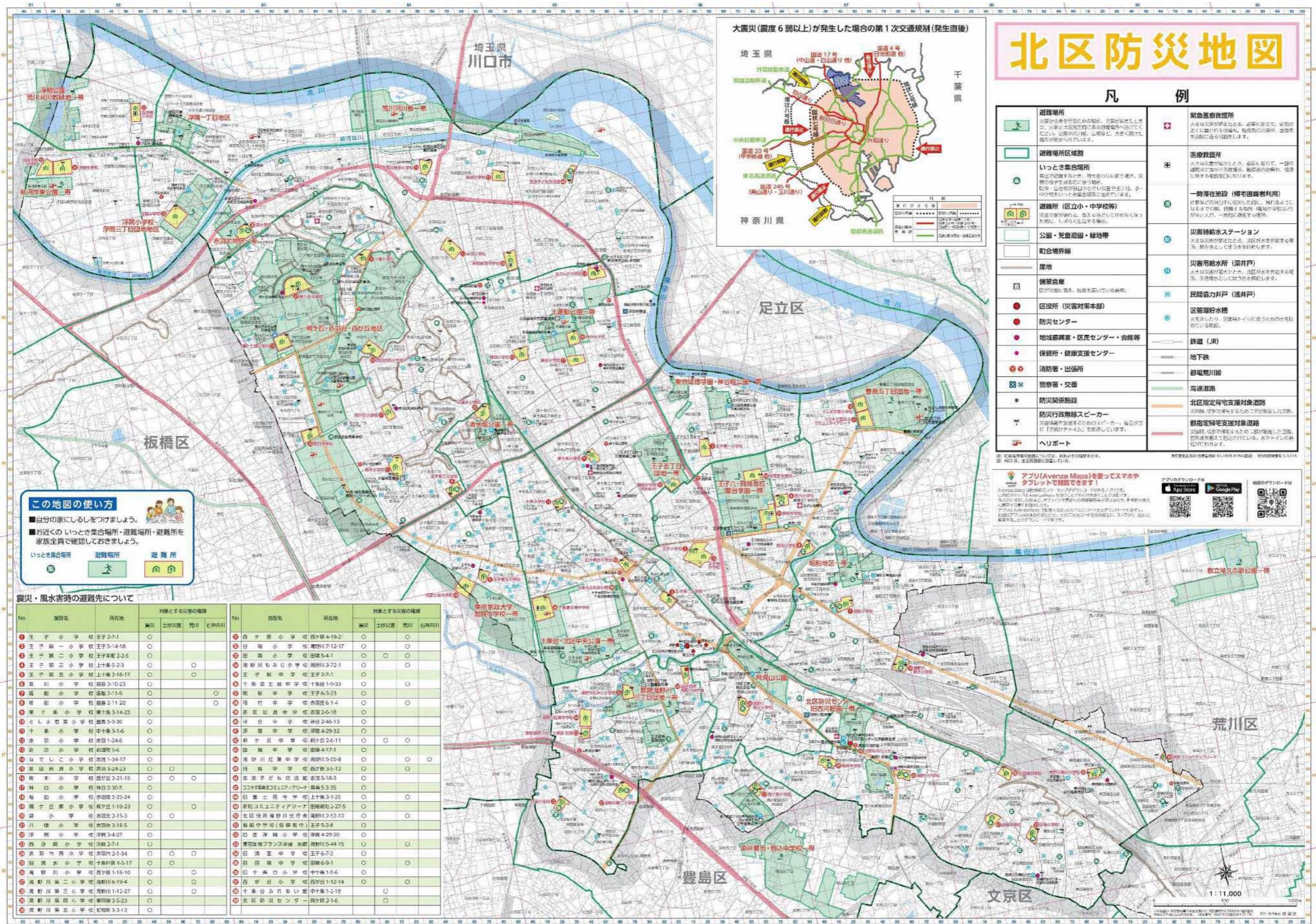


一時滞在施設一覧

令和5(2023)年10月時点

No	施設名	施設区分	一般公表	住所
1	赤羽北桜高等学校	都立施設	常時	西が丘 3-14-20
2	中央・城北職業能力開発センター赤羽校	都立施設	常時	西が丘 3-7-8
3	東京都障害者総合スポーツセンター	都立施設	常時	十条台 1-2-2
4	王子総合高等学校	都立施設	常時	滝野川 3-54-7
5	赤羽会館	区立施設	常時	赤羽南 1-13-1
6	北とぴあ	区立施設	常時	王子 1-11-1
7	滝野川会館	区立施設	常時	西ヶ原 1-23-3
8	川田工業株式会社	民間施設	常時	滝野川 1-3-11
9	トヨタモビリティ東京(株)王子店	民間施設	常時	堀船 1-14-11
10	トヨタモビリティ東京(株)赤羽店	民間施設	常時	志茂 3-14-5
11	TO-REI 成長支援センター	民間施設	常時	上中里 2-19-1

※災害時にのみ公表する一時滞在施設を除く。



第1部  
 第2部  
 第3部  
 担当表  
 第1部  
 第2部  
 第3部  
 担当表  
 震災対策編  
 風水害対策編  
 本編  
 資料編  
 風水害対策編

### 34. いっとき集合場所一覧表

令和5(2023)年4月現在

(王子地区)

No	利用町会名	いっとき集合場所	所在地
1	中十条二丁目町会	中十条二丁目児童遊園	中十条2-14-19
2	王子本町二丁目町会	王子本町公園	王子本町2-29
3	岸町一丁目町会 岸町二丁目町会	名主の滝公園	岸町1-15-25
4	中十条三丁目町会	十条小学校	中十条3-1-6
5	十条仲原一丁目町会	雪峰院前路上	上十条3-25
6	十条仲原2・4丁目町会	王子第三小学校	上十条5-2-3
7	上十条四丁目町会	北ノ台スポーツ多目的広場	上十条5-14-2
8	王子1丁目町会	柳田公園	王子1-20-1
9	王子四丁目町会	王子四丁目公園周辺	王子4-1
10	王子五丁目町会	王子五丁目公園周辺	王子5-17-26
11	堀船一丁目町会	リーブルテック	堀船1-28-1
12	堀船二丁目町会	堀船小学校 堀船公園	堀船2-11-9 堀船2-10-5
13	堀船三丁目町会	堀船中学校	堀船2-23-20
14	堀船4丁目町会	船方神社	堀船4-13-28
15	豊島二丁目町会	柳田小学校 豊島公園	豊島2-11-20 豊島2-26
16	豊島三丁目町会	豊川小学校	豊島3-10-23
17	豊島七丁目南町会	紀州神社周辺	豊島7-15-4
18	豊島七丁目北栄会	紀州神社周辺	豊島7-15-4
19	豊島町住宅自治会	紀州神社周辺	豊島7-15-4
20	豊島八丁目町会	豊島馬場遺跡公園	豊島8-27
21	東十条五丁目町会	東十条五丁目児童遊園周辺	東十条5-13
22	東十条六丁目町会	成立学園高校	東十条6-9

第1部  
震災対策編  
第2部  
第3部  
担当表  
第1部  
風水害対策編  
第2部  
第3部  
担当表  
震災対策編  
風水害対策編  
資料編

## (赤羽地区)

No	利用町会名	いっとき集合場所	所在地
1	神谷一丁目町会	神谷南公園	神谷1-32-4
2	神谷三丁目町会	柏木神社境内	神谷3-55
3	志茂一丁目自治会	志茂町公園	志茂1-5-1
4	赤羽南自治会	赤羽公園	赤羽南1-14-17
5	志茂四丁目町会	志茂ゆりの木公園 志茂四わかば児童遊園	志茂5-18-1 志茂4-31-1
6	岩淵町自治会	八雲神社境内	岩淵町22
7	赤羽自治会	赤羽東公園	赤羽1-43-1
8	袋自治会	赤羽三丁目公園 印刷局袋町宿舎広場	赤羽3-23-7 赤羽3-9
9	赤羽北一丁目町会	赤羽北一丁目児童遊園	赤羽北1-10-8
10	赤羽北2丁目十二自治会	都営住宅前広場	赤羽北2-36-3
11	赤羽北2丁目都営第2アパート自治会	都営住宅前広場	赤羽北2-36-2
12	赤羽北二団地自治会	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北2-34-6
13	赤羽北二丁目町会	袋小学校	赤羽北2-15-3
14	赤羽台四丁目町会	赤羽台さくら並木公園	赤羽台4-11 (桐ヶ丘2-11)
15	稲付自治会	静勝寺境内	赤羽西1-21
16	鶴ヶ丘町会	鶴ヶ丘児童遊園 赤羽西4-10先三叉路路上	赤羽西4-6-5 赤羽西4-10
17	赤羽西自治会	稲付公園	赤羽西3-19-5

## (滝野川地区)

No	利用町会名	いっとき集合場所	所在地
1	宮元自治会法人	滝野川八幡神社	滝野川5-26-15
2	滝野川済美自治会	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4
3	滝野川新西自治会	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4
4	滝野川上町親和会	谷端小学校	滝野川7-12-7
5	谷端親交会	北谷端公園	滝野川7-14-1
6	永谷マンション親和会	永谷マンション前敷地	滝野川7-50-15
7	飛鳥山自治会	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27
8	西ヶ原上町自治会	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27
9	東大原自治会	東京東信用金庫前広場	滝野川1-48-1
10	西ヶ原二本榎自治会	七社神社	西ヶ原2-11-1
11	西ヶ原西谷戸自治会	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21
12	西ヶ原南谷戸自治会	西ヶ原公園	西ヶ原4-18-1
13	西ヶ原三和自治会	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12
14	西ヶ原東部自治会	第2古河マンション前広場	西ヶ原1-40-10
15	西ヶ原中央自治会	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10
16	中里町自治会	中里自治会事務所前広場 JR中里アパート4号棟前	中里3-4-15 中里3-20-4
17	中里親和会	西中里公園	中里2-15-1
18	中里協和会 中里親睦会	田端中学校	田端4-17-1
19	上田端親和町会	田端中学校	田端4-17-1
20	田端西台自治会	補助92号線20m道路	田端5-10-4
21	田端高台町会 中田端自治会	田端小学校	田端5-4-1
22	本田端自治会	田端日枝神社前広場	田端3-20-2
23	田端宮元自治会	東覚寺前広場	田端2-7-3
24	田端東部自治会	与楽寺前広場 田端台公園	田端1-25-1 田端1-28-23
25	田端親和町会	与楽寺前広場 田端聖華保育園前桜並木通り	田端1-25-1 田端1-22
26	東田端睦会	田端台公園 与楽寺前広場 田端聖華保育園前桜並木通り	田端1-28-23 田端1-25-1 田端1-22

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

風水害対策編

震災対策編

風水害対策編

本編

資料編

No	利用町会名	いっとき集合場所	所在地
27	田端新町一丁目親交会	田端新町公園	田端新町1-22-18
28	田端新町一丁目睦会	田端新町南むつみ公園	田端新町1-5-13
29	田端新町二丁目自治会	東田端公園	東田端2-5-18
30	北区昭和町自治会	滝野川第五小学校 JR尾久駅前広場	昭和町3-3-12 昭和町1-2-16
31	上中里三丁目自治会	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12
32	栄町親和会	栄町ふれあい公園 都電敷地	栄町33-2 栄町16
33	田端新町1丁目団地自治会	田端新町一丁目児童遊園	田端新町1-17-8

### 35. 避難場所一覽

和5(2023)年4月現在

番号	避難場所名称	所在地	区域面積(m <sup>2</sup> )	避難有効面積(m <sup>2</sup> )	地区割当			避難計画人口(人)	一人当たり避難有効面積(m <sup>2</sup> /人)	最遠距離(km)
					区	町丁	町丁数			
83	染井墓地・駒込中学校一帯	豊島区駒込、巣鴨 北区西ヶ原	271,830	127,592	北区	西ヶ原四丁目	1	70,687	1.81	1.5
					豊島区	上池袋四丁目、北大塚一丁目、北大塚二丁目、駒込一丁目、駒込二丁目、駒込三丁目、駒込四丁目、駒込五丁目、駒込六丁目、駒込七丁目、巣鴨一丁目、巣鴨二丁目、巣鴨三丁目、巣鴨四丁目、巣鴨五丁目、西巣鴨一丁目、西巣鴨二丁目、西巣鴨三丁目、西巣鴨四丁目及び南大塚一丁目の一部	20			
88	荒川河川敷一帯	北区赤羽、赤羽北、岩淵町、志茂	225,915	154,450	北区	赤羽一丁目、赤羽二丁目、赤羽三丁目、岩淵町、志茂二丁目、志茂三丁目、志茂四丁目及び志茂五丁目	8	31,710	4.87	1.4
89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	北区赤羽北、赤羽台、赤羽西、桐ヶ丘、西が丘 板橋区清水町	1,151,137	596,797	北区	赤羽北三丁目、赤羽台一丁目、赤羽台二丁目、赤羽台三丁目、赤羽台四丁目、赤羽西一丁目、赤羽西二丁目、赤羽西三丁目、赤羽西四丁目、赤羽西五丁目、赤羽西六丁目、上十条五丁目、桐ヶ丘一丁目、桐ヶ丘二丁目、西が丘一丁目、西が丘二丁目及び西が丘三丁目	17	161,111	3.70	1.8
					板橋区	小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、泉町、稲荷台、大原町、大山東町、栄町、清水町、志村一丁目、蓮沼町、氷川町、富士見町、双葉町、本町、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、宮本町及び大和町	22			
90	豊島五丁目団地一帯	北区豊島	210,281	142,911	北区	豊島四丁目、豊島五丁目及び豊島六丁目	3	14,284	10.00	0.4
91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	北区王子	197,790	106,956	北区	王子一丁目の一部、王子二丁目、王子三丁目、王子四丁目、王子六丁目、豊島一丁目、豊島二丁目、豊島三丁目及び豊島七丁目の一部	9	24,241	4.41	0.9

第1部	震災対策編	第2部	担当表
第3部			
第1部			
第2部	風水害対策編	第3部	担当表
本編			
第1部			
資料編	震災対策編	風水害対策編	

番号	避難場所名称	所在地	区域面積(m <sup>2</sup> )	避難有効面積(m <sup>2</sup> )	地区割当			避難計画人口(人)	一人当たり避難有効面積(m <sup>2</sup> /人)	最遠距離(km)
					区	町丁	町丁数			
93	北区防災センター・旧古河庭園一帯	北区上中里、西ヶ原	85,592	42,339	北区	上中里一丁目、田端一丁目、田端二丁目、田端三丁目、田端四丁目、田端五丁目、田端六丁目、中里一丁目、中里二丁目、中里三丁目、西ヶ原一丁目、西ヶ原二丁目の一部、西ヶ原三丁目の一部、東田端一丁目及び東田端二丁目	15	37,212	1.14	1.7
94	都営滝野川三丁目団地一帯	北区滝野川	120,716	35,959	北区	滝野川一丁目の一部、滝野川二丁目の一部、滝野川三丁目、滝野川四丁目、滝野川五丁目、滝野川六丁目及び滝野川七丁目	7	29,361	1.22	0.9
95	十条台・北区中央公園一帯	北区王子本町、十条台	244,138	127,818	北区	王子本町一丁目、王子本町二丁目、王子本町三丁目、上十条一丁目、岸町一丁目、岸町二丁目、十条台一丁目、中十条一丁目、中十条二丁目及び中十条三丁目	10	25,451	5.02	0.9
97	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	北区浮間板橋区新河岸、舟渡	863,474	614,485	北区	浮間二丁目	1	11,743	52.33	0.5
					板橋区	舟渡二丁目及び舟渡三丁目	2			
99	東京家政大学・加賀中学校一帯	北区上十条、十条台板橋区加賀	184,663	89,673	北区	上十条二丁目、上十条三丁目、上十条四丁目、十条台二丁目及び十条仲原一丁目	5	71,997	1.25	1.3
					板橋区	板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目及び仲宿	7			
129	王子五丁目団地一帯	北区王子	90,365	44,522	北区	王子五丁目の一部、神谷一丁目の一部、東十条一丁目、東十条二丁目、東十条三丁目及び東十条四丁目	6	18,176	2.45	0.7
136	都立尾久の原公園一帯	荒川区東尾久、町屋	148,219	97,856	北区	田端新町一丁目、田端新町二丁目及び田端新町三丁目	3	90,066	1.09	2.0
					荒川区	荒川五丁目の一部、荒川六丁目、西尾久一丁目、西尾久二丁目、西尾久三丁目、西尾久四丁目、西尾久五丁目、西尾久六丁目、西日暮里一丁目の一部、西日暮里六丁目、東尾久一丁目、東尾久二丁目、東尾久三丁目、東尾久四丁目、東尾久五丁目、東尾久六丁目、東尾久七丁目、東尾久八丁目、町屋一丁目の一部、町屋二丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、町屋五丁目、町屋六丁目、町屋七丁目の一部及び町屋八丁目の一部	26			



番号	避難場所名称	所在地	区域面積(m <sup>2</sup> )	避難有効面積(m <sup>2</sup> )	地区割当			避難計画人口(人)	一人当たり避難有効面積(m <sup>2</sup> /人)	最遠距離(km)
					区	町丁	町丁数			
144	飛鳥山公園	北区王子、西ヶ原	71,698	33,013	北区	王子一丁目の一部、滝野川一丁目の一部、滝野川二丁目の一部、西ヶ原二丁目の一部及び西ヶ原三丁目の一部	5	9,526	3.47	0.7
145	北運動公園一帯	北区神谷、志茂	120,502	51,053	北区	赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、神谷二丁目、神谷三丁目、志茂一丁目、東十条五丁目及び東十条六丁目	7	21,718	2.35	0.6
167	清水坂公園一帯	北区十条仲原、中十条	54,250	10,954	北区	十条仲原二丁目、十条仲原三丁目、十条仲原四丁目及び中十条四丁目	4	5,310	2.06	0.4
229	新河岸東公園一帯	北区浮間板橋区舟渡	71,692	61,955	北区	浮間四丁目及び浮間五丁目	2	11,465	5.40	0.8
					板橋区	舟渡一丁目	1			
230	東京成徳学園・神谷堀公園一帯	北区王子、神谷、豊島	52,225	33,316	北区	王子五丁目の一部、神谷一丁目の一部、豊島七丁目の一部及び豊島八丁目	4	13,861	2.40	0.5
231	堀船地区一帯	北区堀船	57,921	34,220	北区	上中里二丁目、上中里三丁目、栄町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、堀船一丁目、堀船二丁目、堀船三丁目及び堀船四丁目	10	28,212	1.21	1.6
					荒川区	西尾久七丁目及び西尾久八丁目	2			
232	赤羽北地区一帯	北区赤羽北	42,084	29,180	北区	赤羽北一丁目の一部及び赤羽北二丁目	2	8,061	3.62	1.0
233	浮間一丁目地区	北区浮間	45,046	32,688	北区	赤羽北一丁目の一部及び浮間一丁目	2	5,536	5.90	0.8
234	浮間小学校・浮間三丁目団地地区	北区浮間	92,063	62,369	北区	浮間三丁目	1	8,999	6.93	0.5

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編	担当表
	第1部
	第2部
	第3部
資料編	担当表
	震災対策編
	風水害対策編

### 36. 避難所・福祉避難所一覧

令和6(2024)年3月現在

#### (1) 避難所

No	学校名	所在地	No	学校名	所在地
1	王子小学校	王子2-7-1	30	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12
2	王子第一小学校	王子5-14-18	31	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21
3	王子第二小学校	王子本町2-2-5	32	谷端小学校	滝野川7-12-17
4	王子第三小学校	上十条5-2-3	33	田端小学校	田端5-4-1
5	王子第五小学校	上十条2-18-17	34	滝野川もみじ小学校	滝野川3-72-1
6	豊川小学校	豊島3-10-23	35	王子桜中学校	王子2-7-1
7	堀船小学校	堀船2-11-9	36	十条富士見中学校	十条台1-9-33
8	柳田小学校	豊島2-11-20	37	明桜中学校	王子6-3-23
9	東十条小学校	東十条3-14-23	38	堀船中学校	王子5-2-8 (仮移転中)
10	としま若葉小学校	豊島5-3-30	39	稲付中学校	赤羽西6-1-4
11	十条小学校	中十条3-1-6	40	赤羽岩淵中学校	赤羽2-6-18
12	赤羽小学校	赤羽1-24-6	41	神谷中学校	神谷2-46-13
13	岩淵小学校	岩淵町6-6	42	浮間中学校	浮間4-29-32
14	なでしこ小学校	志茂1-34-17	43	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11
15	第四岩淵小学校	赤羽3-24-23	44	田端中学校	田端4-17-1
16	梅木小学校	西が丘2-21-15	45	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8
17	神谷小学校	神谷2-30-5	46	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12
18	稲田小学校	赤羽南2-23-24	47	志茂子ども交流館	志茂5-18-3
19	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘1-10-23	48	ココキタ 豊島北コミュニティアリーナ	豊島5-3-13
20	袋小学校	赤羽北2-15-3	49	旧富士見中学校	上十条3-1-25
21	八幡小学校	赤羽台3-18-5	50	新町コミュニティアリーナ	田端新町2-27-17
22	浮間小学校	浮間3-4-27	51	北区役所滝野川分庁舎	滝野川2-52-10
23	西浮間小学校	浮間2-7-1	52	旧西浮間小学校	浮間4-29-30
24	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34	53	旧滝野川第六小学校 (フランス学園)	滝野川5-44-15
25	西が丘小学校	西が丘1-12-14	54	旧清至中学校	王子6-7-3
26	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10	55	旧田端中学校	田端6-9-1
27	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	56	旧十条台小学校	中十条1-5-6
28	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	57	旧清水小学校	十条仲原4-5-17
29	滝野川第四小学校	東田端2-5-23			

## (2) 福祉避難所

No	施設名	住所	分類	備考
1	障害者福祉センター	北区中十条1-2-18	通所型	
2	あすなろ福祉園	北区王子6-4-6	通所型	
3	若葉福祉園	北区赤羽西6-9-2	通所型	
4	赤羽西福祉工房	北区赤羽西5-7-1	通所型	
5	王子福祉作業所	北区王子2-19-20	通所型	
6	赤羽西福祉作業所	北区赤羽西5-7-5	通所型	
7	たばた福祉作業所	北区西ヶ原1-19-12	通所型	
8	子ども発達支援センターさくらんぼ園	北区豊島4-16-38	通所型	
9	あゆみステーション	北区東十条6-5-19	通所型	
10	たいよう事業所	北区豊島5-3-35	通所型	
11	就労・生活支援センター飛鳥晴山苑	北区西ヶ原4-51-1	通所型	
12	特別養護老人ホーム上中里つつじ荘	北区上中里2-45-2	介護型	
13	特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘	北区中十条4-16-32	介護型	大規模改修中 仮移転先： 北区浮間 3-11-26
14	特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘	北区桐ヶ丘1-16-26	介護型	
15	特別養護老人ホーム王子光照苑	北区王子3-3-1	介護型	
16	特別養護老人ホームウエルガーデン西が丘園	北区西が丘3-16-27	介護型	
17	特別養護老人ホームみずべの苑	北区志茂3-6-13	介護型	
18	特別養護老人ホームうきま幸朋苑	北区浮間5-13-1	介護型	
19	特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑	北区西ヶ原4-51-1	介護型	
20	特別養護老人ホーム新町光陽苑	北区田端新町2-27-16	介護型	
21	東京北医療センター介護老人保健施設さくらの杜	北区赤羽台4-17-56	介護型	
22	介護老人保健施設リハビリパーク滝野川	北区滝野川6-13-13	介護型	
23	介護老人保健施設太陽の都	北区浮間2-1-13	介護型	
24	介護老人保健施設はくちょう	北区田端3-18-24	介護型	
25	特別養護老人ホーム赤羽北さくら荘	北区赤羽北3-6-10	介護型	
26	滝野川西高齢者在宅サービスセンター	北区滝野川6-21-25 滝野川西区民センター3階	介護型	
27	堀船高齢者在宅サービスセンター	北区堀船2-25-2-101	介護型	
28	介護付有料老人ホームアイムス赤羽	北区東十条6-5-15	介護型	

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

風水害対策編

震災対策編

風水害対策編  
本編

資料編

No	施設名	住所	分類	備考
29	介護老人保健施設東京シニアセンター赤羽	北区志茂1-19-14	介護型	
30	浮間ふれあい館	北区浮間2-10-2	補完型	
31	赤羽ふれあい館	北区赤羽1-59-9	補完型	
32	神谷ふれあい館	北区神谷3-35-17	補完型	
33	赤羽北ふれあい館	北区赤羽北2-25-8-201	補完型	
34	桐ヶ丘ふれあい館	北区桐ヶ丘2-7-43	補完型	
35	島下ふれあい館	北区赤羽西6-10-12	補完型	
36	稲付ふれあい館	北区赤羽西3-19-5	補完型	
37	西が丘ふれあい館	北区西が丘1-47-15	補完型	
38	東十条ふれあい館	北区北区東十条3-2-14	補完型	
39	王子ふれあい館	北区豊島1-14-12	補完型	
40	豊島ふれあい館	北区豊島3-27-22	補完型	
41	上十条ふれあい館	北区上十条3-3-9	補完型	
42	十条台ふれあい館	北区中十条1-2-18	補完型	
43	岸町ふれあい館	北区岸町1-6-17	補完型	
44	堀船ふれあい館	北区堀船3-7-12	補完型	
45	昭和町ふれあい館	北区昭和町3-10-7	補完型	
46	東田端ふれあい館	北区東田端2-20-51	補完型	
47	田端ふれあい館	北区田端3-16-2	補完型	
48	滝野川東ふれあい館	北区滝野川1-46-7	補完型	
49	滝野川西ふれあい館	北区滝野川6-21-25	補完型	
50	志茂ふれあい館	北区志茂1-34-17 なでしこ小学校内	補完型	
51	志茂老人いこいの家	北区志茂1-2-22 元気ぷらざ内	補完型	
52	滝野川老人いこいの家	北区滝野川1-46-7 滝野川東区民センター2階	補完型	
53	名主の滝老人いこいの家	北区岸町1-15-25 名主の滝公園内	補完型	
54	都立北特別支援学校	北区十条台1-1-1	補完型	
55	都立王子特別支援学校	北区十条台1-8-41	補完型	

## 荒川の氾濫を想定した高台水害対応避難場所

No	施設名	所在地
1	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11
2	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘1-10-23
3	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34
4	西が丘小学校	西が丘1-12-14
5	梅木小学校	西が丘2-21-15
6	旧清水小学校	十条仲原4-5-17
7	王子第三小学校	上十条5-2-3
8	王子第五小学校	上十条2-18-17
9	旧富士見中学校	上十条3-1-25
10	滝野川もみじ小学校	滝野川3-72-1
11	東京国際フランス学園	滝野川5-44-15
12	谷端小学校	滝野川7-12-17
13	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4
14	北区役所滝野川分庁舎	滝野川2-52-10
15	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27
16	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21
17	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12
18	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10
19	田端小学校	田端5-4-1
20	旧田端中学校	田端6-9-1

## 石神井川の氾濫および土砂災害(がけ崩れ)を想定した水害対応避難場所

No	施設名	所在地
1	堀船小学校	堀船2-11-9
2	明桜中学校	王子6-3-23
3	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8
4	第四岩淵小学校	赤羽3-24-23
5	梅木小学校	西が丘2-21-15
6	袋小学校	赤羽北2-15-3
7	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34
8	旧清水小学校	十条仲原4-5-17
9	田端小学校	田端5-4-1
10	十条台ふれあい館	中十条1-2-18
11	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11
12	北区防災センター	西ヶ原2-1-6

## (参考②)風水害時の福祉避難所一覧

令和6(2024)年4月現在

No	施設名	住所	分類
1	障害者福祉センター	中十条1-2-18	通所型
2	若葉福祉園	赤羽西6-9-2	通所型
3	赤羽西福祉工房	赤羽西5-7-1	通所型
4	就労・生活支援センター飛鳥晴山苑	西ヶ原4-51-1	通所型
5	特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘	中十条4-16-32 ※	介護型
6	特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘	桐ヶ丘1-16-26	介護型
7	特別養護老人ホームウエルガーデン 西が丘園	西が丘3-16-27	介護型
8	特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑	西ヶ原4-51-1	介護型
9	特別養護老人ホーム赤羽北さくら荘	赤羽北3-6-10	介護型
10	滝野川西高齢者在宅サービスセンター	滝野川6-21-25 滝野川西区民センター3階	介護型
11	桐ヶ丘ふれあい館	桐ヶ丘2-7-43	補完型
12	島下ふれあい館	赤羽西6-10-12	補完型
13	稲付ふれあい館	赤羽西3-19-5	補完型
14	西が丘ふれあい館	西が丘1-47-15	補完型
15	上十条ふれあい館	上十条3-3-9	補完型
16	十条台ふれあい館	中十条1-2-18	補完型
17	田端ふれあい館	田端3-16-2	補完型
18	滝野川東ふれあい館	滝野川1-46-7	補完型
19	滝野川西ふれあい館	滝野川6-21-25	補完型
20	滝野川老人いこいの家	滝野川1-46-7 滝野川東区民センター2階	補完型
21	田端児童館	田端3-24-14	補完型
22	桐ヶ丘児童館	桐ヶ丘1-16-27-102	補完型
23	西が丘児童館	西が丘2-4-1	補完型
24	都立北特別支援学校	十条台1-1-1	補完型
25	都立王子特別支援学校	十条台1-8-41	補完型
26	田端中学校	田端4-17-1	準補完型
27	十条富士見中学校	十条台1-9-33	準補完型
28	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8	準補完型
29	稲付中学校	赤羽西6-1-4	準補完型

※大規模改修工事に伴い、令和7年3月末(予定)まで浮間3-11-26に仮移転中。

### 37. 災害備蓄倉庫の位置及び名称

令和5(2023)年4月現在

No	名称	場所	構造
1	桐ヶ丘災害備蓄倉庫	赤羽台3-21	鉄筋コンクリート平屋
2	豊島5丁目災害備蓄倉庫	豊島5-5	鉄筋コンクリート平屋
3	西が丘災害備蓄倉庫	西が丘2-4	鉄筋コンクリート平屋
4	王子5丁目災害備蓄倉庫	王子5-2-5	(公団5号棟1階ビロイ)
5	滝野川3丁目災害備蓄倉庫	滝野川3-80-1	鉄筋コンクリート2階建1階部分
6	防災センター災害備蓄倉庫	西ヶ原2-1-6	鉄筋コンクリート3階建3階部分
7	岩淵災害備蓄倉庫	岩淵町41	鉄筋コンクリート2階建
8	北とぴあ災害備蓄倉庫	王子1-11-1	(北とぴあ地下2階部分)
9	東田端災害備蓄倉庫	東田端1-16-16	鉄筋鉄骨コンクリート中2階建
10	浮間災害備蓄倉庫	浮間1-15-1	都営住宅1階
11	北運動場災害備蓄倉庫	神谷2-47-6	(北運動場観覧席下)
12	西ヶ原四丁目災害備蓄倉庫	西ヶ原4-51-62	(西ヶ原みんなの公園内)

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

風水害対策編

震災対策編

風水害対策編  
本編

資料編

### 38. 備蓄物資一覧

令和5（2023）年4月現在

品目	災害 備蓄倉庫	避難所	予備 避難所	合計	単位	
					都・区計	
食料	アルファ米（区）	82,000	240,000	4,200	326,200	食
	アルファ米（都）	33,700	0	0	33,700	359,900
	クラッカー（区）	143,290	33,600	0	176,890	食
	クラッカー（都）	14,500	0	0	14,500	191,390
	お粥（区）	0	90,000	0	90,000	食
	お粥（都）	10,000	0	0	10,000	100,000
	粉ミルク	0	27,840	0	27,840	食
	液体ミルク	0	2,784	0	2,784	缶
	ミネラルウォーター	33,600	74,400	1,224	109,224	本
	パン	0	14,400	0	14,400	食
	ペットフード	0	2,160	0	2,160	食
生活用品	ほ乳瓶	2,210	9,620	0	11,830	本
	ほ乳瓶用おかん器	0	1,860	0	1,860	本
	毛布（区）	31,000	18,600	100	49,700	枚
	毛布（都）	9,700	0	0	9,700	59,400
	ビニールゴザ（区）	12,500	0	0	12,500	枚
	ビニールゴザ（都）	4,480	0	0	4,480	16,980
	カーペット（区）	14,090	3,160	0	17,250	枚
	カーペット（都）	5,100	0	0	5,100	22,350
	下着（区）	0	62,000	0	62,000	枚
	下着（都）	7,000	0	0	7,000	69,000
	紙おむつ（大人用）	10,370	22,440	0	32,810	組
	紙おむつ（乳児用）	46,410	27,360	0	73,770	組
	ビニールシート	2,180	1,240	0	3,420	枚
	トイレトペーパー	6,200	29,760	0	35,960	巻
	生理用品	9,504	51,460	0	60,964	枚
	食器セット	0	620,000	0	620,000	組
	サージカルマスク	0	14,250	0	14,250	枚
	口腔用ウェットガーゼ	0	25,650	0	25,650	枚
	おりものシート	0	31,920	0	31,920	枚
	生理用ショーツ	0	1,710	0	1,710	枚
	乳児用おしりふき	0	12,540	0	12,540	枚
	清浄綿	0	19,950	0	19,950	枚
	トランプ型圧縮タオル	0	969	0	969	枚
	災害時特設公衆電話	0	285	0	285	台
簡易トイレ	293	798	0	1,091	台	
簡易トイレ用袋	0	22,800	0	22,800	枚	



品目	災害 備蓄倉庫	避難所	予備 避難所	合計	単位	
					都・区計	
生活用品	トイレ用簡易テント	0	342	0	342	張
	給水施設旗等セット	0	57	0	57	式
	ソーラーランタン	0	570	0	570	個
	ペット用簡易サークル	0	285	0	285	個
	筆談用磁気ボード	0	171	0	171	個
	防犯ブザー	0	2,850	0	2,850	個
	電気メガホン	25	114	0	139	台
	給水タンク(1t・0.5t)	0	各57	0	各57	台
	事務用品	13	57	0	70	式
	ラップトイレ本体	0	57	0	57	台
	カタメルポリマー	0	57	0	57	式
	フィルムロール	0	57	0	57	式
	トイレアーム	0	57	0	57	個
	トイレケーブル	0	57	0	57	式
	カセットコンロ	0	124	0	124	台
	カセットボンベ	0	372	0	372	本
資機材	濾水機(エンジン付)	13	0	0	13	台
	濾水機(手動)	5	0	0	5	台
	自動分配給水装置	2	0	0	2	台
	レンジバーナーセット	13	0	0	13	組
	給水タンク(500ℓ)	18	0	0	18	個
	ポリタンク(20ℓ)	950	0	0	950	個
	ロンテナー(10ℓ)	4,800	0	0	4,800	個
	大型発電機	28	0	0	28	台
	投光機	22	114	0	136	台
	テント	124	0	0	124	張
	ロッジ型テント(都)	20	0	0	20	個
	スコップ	190	0	0	190	本
	ツルハシ	190	0	0	190	本
	仮設便所(大・小用)	267	171	0	438	棟
	マンホールトイレ	56	171	0	227	式
	リヤカー	30	0	0	30	台
	ボート	3	0	0	3	隻
	麻袋	10,400	0	0	10,400	袋
	ゲル水嚢	650	0	0	650	袋
	簡易救助品(布団レス)	49	0	0	49	個
棺桶	160	0	0	160	基	
浄水機	0	57	0	57	台	
組み立て水槽	0	114	0	114	槽	

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
資料編	第3部
	担当表
	震災対策編
	風水害対策編

	品目	災害 備蓄倉庫	避難所	予備 避難所	合計	単位
						都・区計
資 機 材	発電機(ガソリン式)	0	57	0	57	台
	発電機(ガス式)	0	57	0	57	台
	バルーン投光機	0	57	0	57	台
	ロープ	0	114	0	114	巻
	コードリール	0	114	0	114	台
	折りたたみリヤカー	0	57	0	57	台
	ビニールシート	0	114	0	114	箱
	D-1ポンプ	0	57	0	57	台
	消防ホース	0	285	0	285	本
	強力ライト	0	57	0	57	台
	電熱器	0	114	0	114	台
	ガソリン	0	570	0	570	ℓ
	白灯油	0	570	0	570	ℓ
	混合ガソリン缶	0	114	0	114	ℓ
	消火用三角バケツ	0	912	0	912	個
	災害救助用工具セット	0	57	0	57	組
	レンジバーナーセット	0	57	0	57	台
医 療 具	車椅子	0	64	0	64	台
	救急箱	85	57	0	142	箱
	簡易ベッド	0	285	0	285	台
	担架	110	64	0	174	台

### 39. 備蓄物資一覧(福祉避難所)

令和5(2023)年4月現在

分類	品目	数量	単位
通所型	ミネラルウォーター	4,224	本
	お粥	4,700	食
	ミキサー粥	2,800	食
	毛布	240	枚
	洋式トイレ(自動ラップ式トイレ)	14	台
介護型	ミネラルウォーター	2,856	本
	お粥	750	食
	ミキサー粥	600	食
	食器セット	15	セット
	食品用ラップ	30	個
	鍋	20	個
	カセットコンロ	20	個
	カセットボンベ	30	セット
	紙おむつ(大人用) テープM	32	パック
	紙おむつ(大人用) テープL	32	パック
	紙おむつ(大人用) パンツM-L	32	パック
	紙おむつ(大人用) パンツL-LL	32	パック
	おしりふき	200	個
	簡易トイレ用袋	58	パック
	マスク	18	箱
	口腔用ウェットガーゼ	78	個
	使い捨てカイロ	480	個
	ウェットティッシュ	750	個
	タオル	150	枚
	ティッシュ	30	パック
	ごみ袋	30	個
	使い捨て手袋	50	箱
	手指消毒液	30	個
ポータブルライト (電池仕様・電池付)	30	個	
マイクロファイバー毛布	300	枚	
段ボールベッド	150	個	
段ボール間仕切り	18	個	
洋式トイレ(自動ラップ式トイレ)	14	台	
補完型	お粥	6,500	食
	カセットコンロ	64	台
	カセットボンベ	141	本
	電気メガホン	30	個
	リヤカー	26	台
	貯水槽	50	台
	給水タンク1t	25	個
	かまど	25	台
	発電機	28	台
	投光機	58	個
	担架	30	台
	車椅子	32	台
	コードリール	19	個
	洋式トイレ(自動ラップ式トイレ)	23	台

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編 本編	担当表
	第1部
	第2部
資料編	第3部
	担当表
	震災対策編
	風水害対策編

#### 40. 災害時給水ステーション(給水拠点)別給水計画

令和5(2023)年4月現在

災害時給水ステーション (給水拠点)	避難場所		避難計画人口(人)
水道局板橋給水所 (板橋区加賀1-17) 容量 ; 26,600m <sup>3</sup>	91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	24,241
	94	都営滝野川三丁目団地一帯	29,361
	95	十条台・北区中央公園一帯	25,451
	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	29,999
	小 計		109,052
滝野川公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区西ヶ原2-1) 容量 ; 1,500m <sup>3</sup>	83	染井墓地・駒込中学校一帯	3,366
	136	都立尾久の原公園一帯	9,317
	93	北区防災センター・旧古河庭園一帯	37,212
	144	飛鳥山公園	9,526
	231	堀船地区一帯	23,510
	小 計		82,931
北運動公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区神谷2-47-6) 容量 ; 1,500m <sup>3</sup>	90	豊島五丁目団地一帯	14,284
	129	王子五丁目団地一帯	18,176
	145	北運動公園一帯	21,718
	167	清水坂公園一帯	5,310
	230	東京成徳学園・神谷堀公園一帯	13,861
	234	浮間小学校・浮間三丁目団地地区	8,999
	小 計		82,348
桐ヶ丘中央公園内 震災対策用 応急給水槽 (北区桐ヶ丘1-8) 容量 ; 1,500m <sup>3</sup>	88	荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯	55,000
	89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	46,200
	97	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	3,914
	229	新河岸東公園一帯	7,643
	232	赤羽北地区一帯	8,061
	233	浮間一丁目地区	5,536
	小 計		127,092
合	計		401,423

#### 41. 災害用給水所(深井戸)一覧表

令和5(2023)年4月現在

No	名称	所在地	設置年月日	深 度	揚水量	施設内容
1	田端 災害用給水所	田端3-16-2 (田端区民センター内)	S53. 3. 31	300m	30 t/h	自家発電装置
2	飛鳥山 災害用給水所	王子1-1 (飛鳥山公園内)	S54. 3. 31	130m	20.8 t/h	自家発電装置
3	赤羽台 災害用給水所	赤羽台2-3	S55. 3. 31	250m	21.0 t/h	自家発電装置
4	北区役所 災害用給水所	王子本町1-15-22 (区役所第1庁舎内)	S55. 3. 31	245m	30 t/h	自家発電装置
5	堀船 災害用給水所	堀船3-16	S60. 3. 30	221m	24 t/h	自家発電装置
6	西ヶ原 災害用給水所	西ヶ原2-1 (滝野川公園内)	S60. 12. 13	250m	24 t/h	自家発電装置
7	名主の滝 災害用給水所	王子本町2-7 (名主の滝公園内)	H 5. 3. 31	180m	70.8 t/h	自家発電装置
8	中央公園 災害用給水所	十条台1-2 (中央公園内)	H 8. 3. 29	250m	94.8 t/h	自家発電装置
9	赤羽自然観察公園 災害用給水所	赤羽西5-2(赤羽自然 観察公園内)	H11 . 3. 8	207m	36.3 t/h	自家発電装置
10	浮間三丁目 災害用給水所	浮間3-1-10	H11. 3. 31	238m	12 t/h	自家発電装置
11	清水坂公園 災害用給水所	十条仲原4-2-1 (清水坂公園内)	H14. 3. 31	150m	20 t/h	自家発電装置
12	豊島馬場遺跡公園 災害用給水所	豊島8-27-1(豊島馬 場遺跡公園内)	H15. 3. 31	150m	18 t/h	自家発電装置
13	西ヶ原四丁目 災害用給水所	西ヶ原4-51-62(西ヶ 原みんなの公園内)	H22. 3. 31	200m	18 t/h	自家発電装置
14	JR田端ビル 災害用給水所	東田端2-20-68 (JR所有)	H10. 2. 1 使用協定	200m	4.8 t/h	自家発電装置
15	震災時多機能型深 層無限水利	十条台1-2 (東京消防庁所有)	H24. 7. 2 使用協定	250m	120 t/h	自家発電装置

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

震災対策編

風水害対策編

震災対策編

風水害対策編

本編

資料編

## 42. 耐震性地下貯水槽一覧

### 5t、10t貯水槽

令和5(2023)年4月現在

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
十条台地域振興室	岸町2丁目児童遊園	岸町2-5-16	昭和60年度
	中十条公園	中十条2-12-12	昭和61年度
	岸町1丁目町会事務所横	岸町1-14-10	昭和62年度
王子地域振興室	王子3丁目公園	王子3-23-33	昭和58年度
	豊島公園	王子6-3-45	昭和59年度
	王子5丁目公園	王子5-17-26	昭和62年度
	王子6丁目公園	王子6-2-60	昭和63年度
豊島地域振興室	豊島7丁目児童遊園	豊島7-31-1	昭和57年度
	豊島8丁目児童遊園	豊島8-33-11	昭和57年度
十条地域振興室	十条仲原1丁目児童遊園	十条仲原1-21-10	昭和60年度
	上三ふれあい広場	上十条3-8	平成10年度
神谷地域振興室	神谷3丁目児童遊園	神谷3-16-18	昭和61年度
	都営神谷町アパート	神谷2-49	昭和61年度
	神谷1丁目児童遊園	神谷1-5-11	平成13年度
赤羽西地域振興室	鶴ヶ丘町会事務所	赤羽西4-31-12	昭和57年度
	西が丘児童遊園	西が丘2-22-11	昭和59年度
	赤羽西6丁目児童遊園	赤羽西6-3-10	昭和59年度
	稲付公園	赤羽西3-19-5	昭和61年度
志茂地域振興室	志茂5丁目児童遊園	志茂5-39-3	昭和58年度
	志茂4丁目児童遊園	志茂4-46-6	平成8年度
赤羽地域振興室	八雲神社境内	岩淵町22	昭和57年度
	岩淵かっぱひろば	岩淵町28-11	平成10年度
赤羽北地域振興室	赤羽北2丁目児童遊園	赤羽北2-34-6	昭和57年度
	都営赤羽北2丁目第2アパート	赤羽北2-36-3	昭和62年度
	袋町公園	赤羽北3-11-10	昭和63年度
滝野川西地域振興室	滝野川3丁目児童遊園	滝野川3-80-3	昭和57年度
	音無こぶし緑地	滝野川4-29先	昭和58年度
	北谷端公園	滝野川7-14-1	昭和60年度
滝野川東地域振興室	西ヶ原2丁目児童遊園	西ヶ原2-19-11	昭和58年度
	大原児童遊園	滝野川1-78-8	昭和58年度
	西ヶ原公園	西ヶ原4-18-1	昭和60年度
	西部つどい広場 (10 t)	西ヶ原4-59-3	平成26年度

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
西ヶ原東地域振興室	東中里公園	中里1-12-2	昭和60年度
	中里町自治会館前	中里3-4-12	昭和60年度
	西中里公園	中里2-15-1	昭和62年度
	中里3丁目児童遊園	中里3-22-9	平成8年度
昭和町地域振興室	上中里2丁目跨線橋下 栄町南児童遊園	上中里2-32 栄町7-12	昭和57年度 昭和57年度
浮間地域振興室	浮間中央児童遊園	浮間3-34-21	昭和58年度
	区営浮間3丁目第4アパート	浮間3-24	昭和61年度
	都営浮間1丁目第2アパート	浮間1-5	昭和61年度
	都営浮間2丁目アパート1号館	浮間2-26-1	昭和62年度
	都営浮間2丁目アパート3号館	浮間2-26-3	昭和62年度
	都営浮間3丁目第2アパート	浮間3-1	平成8年度
桐ヶ丘地域振興室	赤羽北3丁目児童遊園	赤羽北3-18-8	昭和59年度
	都営桐ヶ丘アパート東地区集会所横	桐ヶ丘1-4	昭和59年度
	〃 ふれあい広場	桐ヶ丘2-3	昭和59年度
	〃 45号棟横	桐ヶ丘1-19	昭和59年度
	〃 桐ヶ丘赤羽台アパート	赤羽台4-16	昭和59年度
	赤羽台公園	赤羽台3-16-1	昭和61年度
都営赤羽西5丁目アパート	赤羽西5-7	昭和61年度	
田端地域振興室			
東十条地域振興室	旧東十条出張所	東十条3-14	昭和61年度
	東十条5丁目新幹線高架下	東十条5-11	昭和63年度
堀船地域振興室	堀船第2公園	堀船2-27-17	昭和57年度
	堀船1丁目公園	堀船1-15-9	昭和58年度
	堀船2丁目児童遊園	堀船2-25-13	昭和59年度
	都営堀船3丁目第2アパート	堀船3-1	昭和59年度
	堀船3丁目町会事務所前	堀船3-40-15	昭和60年度
	船方児童遊園	堀船4-13-28	昭和63年度
東田端地域振興室	田端新町1丁目児童遊園	田端新町1-17-8	昭和58年度
	田端新町公園	田端新町1-22-18	昭和62年度

計61基

震災対策編

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

第2部

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

20t・40t貯水槽 一覽

令和5(2023)年4月現在

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
十条台地域振興室	王子本町公園	王子本町2-29-8	昭和47年度
	中央公園（北）	十条台1-2	昭和47年度
	中央公園（南）	十条台1-2-1	昭和49年度
	中十条公園	中十条2-12-12	昭和51年度
王子地域振興室	王子6丁目児童遊園	王子6-2-60	昭和47年度
	王子6丁目公園	王子6-2-60	昭和48年度
	飛鳥山公園	西ヶ原2-16	昭和49年度
	王子5丁目公園	王子5-17-26	昭和50年度
	柳田公園	王子1-20-1	昭和50年度
	旧桜田小学校	王子5-2-8	昭和51年度
	王子サハイツ（旧王子ふれあい館）	王子6-2-33	昭和56年度
豊島地域振興室	豊島八幡児童遊園	豊島2-19-15	昭和50年度
	豊島区民センター	豊島3-27-22	平成10年度
十条地域振興室	十条公園	十条台2-5-13	昭和48年度
	十条仲原1丁目児童遊園	十条仲原1-21-10	昭和49年度
	上四虹ひろば	上十条4-12-14	平成13年度
	上十条4丁目児童遊園	上十条4-17-4	平成14年度
	上三ふじ広場（20t）	上十条3-2-10	平成15年度
	上四みんなの広場	上十条4-14-14	平成22年度
	上五防災ふれあい広場（20t）	上十条5-25-9	令和元年度
神谷地域振興室	北運動公園	神谷2-47-6	昭和49年度
赤羽西地域振興室	稲付西山公園	西が丘3-10-3	昭和47年度
	鶴ヶ丘児童遊園	赤羽西4-6-5	昭和48年度
	島下公園	赤羽西6-10-12	昭和48年度
	西が丘三ツ和公園	西が丘2-4-1	昭和49年度
	区営赤羽西6丁目第2アパート	赤羽西6-8	昭和54年度
	〃 第3アパート	赤羽西6-38	昭和54年度
志茂地域振興室	赤羽自然観察公園	赤羽西5-2-34	平成24年度
	志茂3丁目児童遊園	志茂3-18-3	昭和51年度
	志茂子ども交流館	志茂5-18-3	昭和51年度
	志茂東公園（20t）	志茂3-46-8	平成16年度
	志茂四わかば児童遊園	志茂4-31-1	平成28年度
赤羽地域振興室	赤羽東公園	赤羽1-43-1	昭和50年度
	赤羽公園	赤羽南1-14-17	昭和51年度
	UR赤羽南1丁目団地	赤羽南1-16	昭和54年度



地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
赤羽北地域振興室	赤羽台さくら並木公園	赤羽台4-17-5	昭和48年度
	袋町公園	赤羽北3-11-10	昭和50年度
	赤羽3丁目公園	赤羽3-23-19	昭和50年度
	UR赤羽北2丁目団地（東）	赤羽北2-15	昭和54年度
	〃（西）	〃	昭和54年度
滝野川西地域振興室	都営赤羽北3丁目アパート	赤羽北3-7	昭和54年度
	四本木児童遊園	滝野川3-61-8	昭和47年度
滝野川東地域振興室	南谷端公園	滝野川7-42-1	昭和49年度
	藤和板橋コープ	滝野川7-2-4	昭和57年度
	滝野川馬場児童遊園	滝野川2-30-29	昭和48年度
西ヶ原東地域振興室	西ヶ原東保育園	西ヶ原3-19-11	昭和48年度
	西ヶ原みんなの公園	西ヶ原4-51-62	平成22年度
	谷戸さんさん児童遊園	西ヶ原3-59-16	平成30年度
	道音坂児童遊園	滝野川1-32-2	令和2年度
昭和町地域振興室	西中里公園	中里2-15-1	昭和49年度
	東中里公園	中里1-12-2	昭和50年度
浮間地域振興室	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12	昭和50年度
	上中里2丁目児童遊園	上中里2-13-15	昭和51年度
桐ヶ丘地域振興室	浮間北公園	浮間1-11-1	昭和47年度
	浮間つり堀公園	浮間5-4-19	昭和49年度
	UR浮間3丁目エステート	浮間3-1-1	昭和54年度
田端地域振興室	桐ヶ丘中央公園（東）	赤羽台3-21	昭和47年度
	桐ヶ丘中央公園（西）	桐ヶ丘1-8	昭和47年度
	赤羽台けやき公園	赤羽台1-6-52	令和4年度
東十条地域振興室	田端台公園	田端1-28-23	昭和48年度
	田端公園	田端3-23-24	昭和51年度
	田端5丁目防災広場	田端5-7	昭和60年度
堀船地域振興室	東十条5丁目児童遊園	東十条5-13-2	昭和51年度
	東十条区民センター	東十条3-2-14	平成13年度
東田端地域振興室	堀船公園	堀船2-10-5	昭和49年度
	都営堀船3丁目アパート	堀船3-16-11	昭和55年度
資料編	東田端公園	東田端2-5-18	昭和47年度
	田端新町南むつみ公園	田端新町1-5-13	昭和50年度
	東田端2丁目児童遊園	東田端2-13-7	昭和57年度

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
風水害対策編	担当表
	第1部
	第2部
資料編	第3部
	担当表
	震災対策編
風水害対策編	

計69基

#### 43. 東京都水道局営業所保有の応急給水用資機材

令和5(2023)年4月現在

施設名	応急 給水栓	ホース			給水タンク		角形容器	
		20m	5m	1m	0.3 t	1 t	10 t	20 t
北営業所	4基	1本	2本	3本	2基	3基	86個	15個
計	4	1	2	3	2	3	86	15

#### 44. 給水資機材等

令和5(2023)年4月現在

資機材	数量	保管場所
災害用動力ろ水機	14機	各備蓄倉庫・東十条小・稲田小
災害用手動式ろ水機	64機	各防災資機材倉庫（区立小・中学校） 桐ヶ丘・豊島5丁目・滝野川3丁目・東田端・ 浮間備蓄倉庫、東十条区民センター
給水タンク 1 t 用	164基	各備蓄倉庫・備蓄室（改築校については、 防災備蓄倉庫）・福祉避難所
給水タンク 0.5 t 用	158基	各備蓄倉庫・備蓄室・予備避難所
ポリタンク 200 用	950基	各備蓄倉庫
ロンテナー 100 用 (折りたたみポリ容器)	4,800個	各備蓄倉庫
連続パック式自動給水分配装置 (ウォーターパッカー)	3基	桐ヶ丘・滝野川・北運動公園内震災対策用 応急給水施設 (500cc3,000袋/時)
組立式給水架台	5台	飛鳥山・赤羽台・堀船・岩淵・浮間 災害用給水所

45. 激甚災害指定基準

令和5(2023)年10月現在

適用すべき諸措置	激甚とされる被害の程度
<p>激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害                      （A基準）事業費査定見込額＜全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×概ね0.5%を超える災害                      （B基準）事業費査定見込額＜全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×概ね0.2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が一以上あること。                      (1) 都道府県負担の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える                      (2) 一の都道府県の市町村負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%を超える</p>
<p>激甚法第12条、第13条及び第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害                      （A基準）                      中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計額。以下同じ。）×概ね0.2%を超える災害                      （B基準）                      中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×概ね0.06%を超える災害であり、かつ次の要件に該当する都道府県が一以上あるもの                      一都道府県の当該災害に係る中小企業関係被害額＜当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2%                      ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合の中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合は、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
風水害対策編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編

適用すべき諸措置	激甚とされる被害の程度
激甚法第22条（罹災者 公営住宅建設等事業 に対する補助の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 滅失住宅戸数&lt;被災地全域で概ね4,000戸以上</p> <p>(B基準) 次の要件のいずれかに該当する災害</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 滅失住宅戸数&lt;被災地全域で概ね2,000戸以上、かつ次のいずれかに該当するもの               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一市町村の区域内で200戸以上</li> <li>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上である災害</li> </ol> </li> <li>2 滅失住宅戸数&lt;被災地全域で概ね1,200戸以上、かつ次のいずれかに該当するもの               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一市町村の区域内で400戸以上</li> <li>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の2割以上である災害</li> </ol> </li> </ol> <p>ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。</p>
激甚法第24条（小災害 債に係る元利償還金 の基準財政需要額へ の算入等）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置は、激甚法第2章の措置が適用される災害</li> <li>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置は激甚法第5条の措置が適用される災害</li> </ol>
上記の以外の措置	災害の発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮する

## 46. 局地激甚災害指定基準

令和5(2023)年10月現在

局地激甚災害指定基準	適用すべき基準
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額&gt;当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村(当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く)が一以上ある災害</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額が概ね1億円未満である場合を除く。</p>	<p>1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村(当該被害額が1,000万円未満は除外)が一以上ある災害</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る、法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

震災対策編

第1部

第2部

第3部

担当表

風水害対策編

第1部

第2部

第3部

担当表

資料編

震災対策編

風水害対策編

#### 47. 応急仮設住宅建設予定地一覧

令和5(2023)年7月現在

No	場所(施設名)	所在地	応急仮設住宅 建設用地 (㎡)	敷地面積 (㎡)	所有
1	桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘2-7-43	8,000	50,797	国 区
2	稲付西山公園	西が丘3-10-3	3,300	8,265	国
3	北運動公園	神谷2-47-6	10,000	24,446	区
4	清水坂公園	十条仲原4-2-1	4,500	20,647	区
5	中央公園	十条台1-2-1外	12,300	79,243	国
6	飛鳥山公園	王子1-1-3	8,900	73,788	JR 国 区
7	滝野川公園	西ヶ原2-1-8	2,500	15,837	国 区
8	豊島公園	王子6-3-45	730	6,051	国
9	赤羽公園	赤羽南1-14-17	2,000	11,532	区
10	南谷端公園	滝野川7-42-1	620	7,144	区
11	北谷端公園	滝野川7-14-1	1,080	3,191	区
12	島下公園	赤羽西6-10-12	640	3,396	区
13	袋町公園	赤羽北3-11-10	1,470	7,163	都 区
14	浮間北公園	浮間1-11-11	720	3,131	区
15	稲付公園	赤羽西3-19-5	680	7,899	区
16	堀船公園	堀船2-10-5	660	3,004	区
17	田端台公園	田端1-28-23	600	3,387	区
18	音無もみじ緑地	滝野川4-2先	870	6,271	区
19	浮間一丁目緑地	浮間1-8-1	880	3,874	都 区
20	赤羽台公園	赤羽台3-16-1	1,370	6,511	区
21	音無くぬぎ緑地	滝野川4-33-13	590	2,757	区
22	赤羽台四丁目公園	赤羽台4-17-46	900	4,521	JR 区
23	赤羽緑道公園	赤羽台3-18-33	1,770	20,006	都 区
24	豊島馬場遺跡公園	豊島8-27-1	930	2,839	区
25	醸造試験所跡地公園	滝野川2-6-30	1,050	6,592	国 区
26	志茂東公園	志茂3-46-8	1,250	2,727	都 区
27	志茂ゆりの木公園	志茂5-18-1	200	4,247	区

No	場所（施設名）	所在地	応急仮設住宅 建設用地（㎡）	敷地面積（㎡）	所有
28	豊島八丁目遊び場	豊島8-30-20	1,000	2,500	区
29	旧西浮間小学校跡地	浮間4-29-30	5,430	9,564	区
30	桐ヶ丘団地内区有地	桐ヶ丘1丁目 18、19、20、31	5,676	5,676	区
合計			80,616		

震災対策編

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

第2部

第3部

担当表

風水害対策編

本編

資料編

震災対策編

風水害対策編

## 48. 罹災証明書

令和5(2023)年4月現在

### 罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2第1項)

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- ※各種被災者支援策 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等  
 融資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等  
 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金 等  
 現物給付 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度 等

#### <被災から支援措置の活用までの流れ>



(引用)罹災証明書(内閣府)

## 49. 災害弔慰金・災害障害見舞金

令和5(2023)年4月現在

支給に関する処理は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年9月東京都北区条例第20号)及び同施行規則(昭和49年9月東京都北区規則第24号)による。

日赤東京都支部では、災害救援品(見舞品)の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。



## 50. 小災害罹災者に対する見舞金・見舞品

令和5(2023)年4月現在

[区]

(見舞金)

災害の態様	世帯構成		事業所
	普通世帯	単身世帯	
火災による全・半焼、水害による全・半壊	40,000 円	20,000 円	
消防活動による水損	30,000 円	15,000 円	
水害による床上浸水	40,000 円	20,000 円	15,000 円
水害による床下浸水	15,000 円	10,000 円	
区民が火災・水害等により死亡	一人につき 50,000 円		
区民が火災・水害等により負傷	一人につき 20,000 円		

※ その他、一定の場合には、町会自治会に対して援助金を支給する。

(見舞品)

火災の場合、上記見舞金の他に、罹災者1人につき、毛布1枚を支給する。ただし、都から毛布が支給された場合は、北区からの支給は行わない。

[北区社会福祉協議会]

災害の態様	普通世帯	単身世帯
火災の場合（全焼・半焼・水損全て同様）	5,000 円	3,000 円
水害の場合（床上・床下全て同様）	5,000 円	3,000 円

※なお、死亡の場合は、見舞金に代えて弔慰金として1世帯5,000円を支給する。

[東京都共同募金からの見舞品]

火災の場合、タオルを、単身・2人世帯の場合は1枚、3～5人世帯の場合は2枚支給する。生活保護を受給している被災世帯には、1世帯につき見舞金1万円を支給する。

[日本赤十字社東京都支部]

日赤東京都支部では、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

災害の態様	見舞金品
火災（全・半焼）	被災者一人につき、毛布・バスタオル 1枚
床上浸水	被災者一人につき、毛布・バスタオル 1枚 (毛布は寝具使用不可能世帯に準用)

※事業所の床上浸水は、支給の対象外とする。

第1部  
第2部  
第3部  
担当表  
第1部  
第2部  
第3部  
担当表  
震災対策編  
風水害対策編  
本編  
資料編  
風水害対策編

## 51. 被災者生活再建支援金

令和5(2023)年7月現在

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

## 52. 災害援護資金

令和5(2023)年4月現在

[国]

○根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭48法82)

- (1) 実施主体：市町村
- (2) 対象災害：都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (3) 受給者：(2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額：350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	— 250万円	— 270万円 (350)	— 350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円			
③住居の半壊	170万円(250)			
④住居の全壊	250万円(350)			
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は( )内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

- (6) 利率年：3% (据置期間中は無利子)
- (7) 据置期間：3年 (特別の場合5年)
- (8) 償還期間：10年 (据置期間を含む)
- (9) 償還方法：年賦又は半年賦
- (10) 貸付原資負担：国2/3、都道府県・指定都市1/3

[都]

貸付金額 国の災害援護資金貸付金額を超えてなお貸付金を必要とする場合、150万円を限度に貸付を行う。

震災対策編

第1部

第2部

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

第2部

第3部

本編

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

### 53. 災害救助法に関する実費弁償

令和5（2023）年4月現在

（災害救助法施行細則（昭和38年10月東京都規則第136号）別表第二）

区分	職種	日当の限度額	超過勤務手当	旅費
実費弁償	医師	21,800円	勤務1時間当たりの日当の額（日当の額を7.75で除して得た額をいう。）を基礎として職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第15条第1項及び第2項の規定の例により算出した額	職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第2条第2項の規定により1級の職務にある者に支給される額相当額
	歯科医師	20,900円		
	薬剤師	18,100円		
	保健師、助産師及び看護師	17,000円		
	准看護師	13,700円		
	診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	14,800円		
	歯科衛生士	14,400円		
	救急救命士	17,200円		
	土木技術者及び建築技術者	16,400円		
	大工	25,600円		
	左官	28,100円		
	とび職	27,900円		

- 二 令第四条第五号から第十号までに規定する業者及びその従業者に対する実費弁償のため支出できる費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額も加算した額以内の額とする。

54. 気象庁震度階級関連解説表

令和5(2023)年4月現在

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

◆人の体感・行動、屋内、屋外、木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物、地盤・斜面等の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物		地盤の状況	斜面等の状況
				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	—	—	—	—	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—	—	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—	—	—	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいます。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—	—	—	—	—
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	—	—	—	—	—	—
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある座りの悪い置物の多くが倒れ、固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。道路に被害が生じることがある。	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。	—
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	—	—

第1部	震災対策編
第2部	
第3部	
担当表	風水害対策編 本編
第1部	
第2部	
第3部	資料編
担当表	
資料編	風水害対策編

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物		地盤の状況	斜面等の状況
				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の大半が移動、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない重い家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		固定していないほとんどの家具が移動したり倒れたり、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

（注1）木造建物（住宅）は耐震性により2つに区別している。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（注4）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注5）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

#### ◆ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのため対策として、深度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

#### ◆大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

## 55. 災害救助法の適用基準・適用手続き

### 北区における災害救助法の適用基準

次のいずれかひとつに該当する場合、救助法の適用を申請する。

- 1 区の地域内の住家で、滅失した世帯数が150世帯以上であること。
- 2 都の区域内の住家のうち、滅失した世帯数が2,500世帯以上であって北区の区域内の住家のうち、滅失した世帯数が75世帯以上であること。
- 3 都の区域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 4 多数の者が生命又は身体の影響を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

#### 被災世帯の算定基準

住家が半壊、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

#### 住家の滅失等の認定

##### 1 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

##### 2 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

##### 3 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの

損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

##### 4 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

前1又は2に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

#### 世帯及び住家の単位

- 1 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- 2 住家：現実に居住のために使用している建物をいう。

ただし耐火構造アパート等の居住の用に供している部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第1部	震災対策編	第1部	
第2部			第2部
第3部			
第1部	風水害対策編 本編	第1部	
第2部			第2部
第3部			
資料編	震災対策編	風水害対策編	

(参考資料)

- ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）
- ・災害救助法施行令（昭和22年10月政令第225号）第1条
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）

## 災害救助法の適用手続き

◎ 災害に際し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、区長は、ただちにその旨を知事に報告し、次に掲げる事項を明らかにし、災害救助法の適用を要請する。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の原因及び被害の状況
- 3 適用を申請する理由
- 4 適用を必要とする期間
- 5 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- 6 その他必要な事項

## 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の日時経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種対策の基礎資料となるため、区長は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

## 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、区長は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

【災害救助法第4条第1項及び同施行令第2条に規定する救助の種類】

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

災害救助法による救助の程度・方法及び期間は、災害救助法施行細則第2条の定めるところによる。



## 実費弁償

災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するものに対する実費弁償のため支出できる費用（同条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者に対する実費弁償のため支出できる費用）は、災害救助法施行細則第6条の定めるところによる。

震災対策編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
風水害対策編 本編	第1部
	第2部
	第3部
	担当表
資料編	震災対策編
	風水害対策編